

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		文部科学省		事務・事業の見直しに係る具体的措置				組織の見直しに係る具体的措置
法人名	類型名(区分)	事務・事業名	廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
国立青少年教育振興機構	助成事業等執行型 (助成 給付型)	子どもゆめ基金	-	-	-	-	これまでの取組みに加え、寄附金の確保のための方策について具体的に検討を進める。	平成18年4月に(独)オリンピック記念青少年総合センター、(独)国立青年の家及び(独)国立少年自然の家が統合して(独)国立青少年教育振興機構が発足し、旧法人の事務・事業の一体化を図るとともに組織の見直しを進めてきている。 各教育拠点の組織の見直し(2)課体制から次長制(課長級1名体制)への移行)を実施し、平成22年度までに27施設が管理職ポストを削減して次長制へ移行予定である。 こうした取組みなどを通して、今中期目標期間中に人件費について5%以上削減するとともに、一般管理費について15%以上縮減する。
	特定事業執行型 (試験 教育 研修 指導型)	青少年教育事業	-	-	-	-	1.平成18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約を実施する。 2.民間委託の推進にあたり、各教育拠点で行っている定型的な事務事業について、経費節減効果を検証の上、ブロック単位又は全国単位等での契約を実施する。 3.機構の事業成果の普及や教育拠点のPRを目的にした広報事業を実施する際の企業等の協賛金を得ることや、ホームページや報告書等への企業広告の掲載、全国規模で実施するフォーラム事業の参加費の徴収等の自己収入の増加を図る方策を検討する。 4.地方施設については、教育再生会議等の提言等を勘案しつつ、青少年教育事業の実施状況を基に、有用性・有効性を検証し、その結果を踏まえ、中期目標期間終了時(平成22年度)における事務及び事業の見直しに併せて、その在り方を見直し、必要な整理合理化を行う。	

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省		
沿革	<p>第18回オリンピック競技大会東京大会の選手村の施設の一部を、健全な青少年の育成に寄与するための宿泊研修施設として利用するため、昭和40年4月に文部省所管の「特殊法人オリンピック記念青少年総合センター」が設立され、昭和55年5月には文部省所管の施設等機関として「国立オリンピック記念青少年総合センター」となった。</p> <p>「国立青年の家」は、団体宿泊訓練を通じた健全な青年の育成を図るための機関として、皇太子殿下の御成婚を記念し、昭和34年の国立中央青年の家から昭和51年の国立三瓶青年の家の設置まで、全国13か所に計画的に整備された。</p> <p>「国立少年自然の家」は、団体宿泊訓練を通じた健全な少年の育成を図るための機関として、学制百年記念事業の一環として、昭和50年の国立室戸少年自然の家から平成3年の国立妙高少年自然の家の設置まで、全国14か所に計画的に整備された。</p> <p>その後、中央省庁等改革の一環により、平成13年4月に施設等機関から独立行政法人に移行され、それぞれ「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」、「独立行政法人国立青年の家」、「独立行政法人国立少年自然の家」が設立された。さらに、第1期中期目標期間終了時の見直しにおいて、旧青少年教育3法人の統合が決定され、平成18年4月に「独立行政法人国立青少年教育振興機構」が発足した。</p>				
役員員数（監事を除く。）及び職員数 (平成19年1月1日現在)		役員数			職員数（実員）
		法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
		6人	5人	1人	607人
国からの財政 支出額の推移 (17～20年 度) (単位：百万円)	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	13,468	12,791	11,113	14,517
	特別会計	-	-	-	-
	計	13,468	12,791	11,113	14,517
	うち運営費交付金	12,097	11,522	10,913	10,916
	うち施設整備費等補助金	1,371	1,269	200	3,601
	うちその他の補助金等	0	0	0	0
支出予算額の推移（17～20年度） (単位：百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		14,606	13,929	12,298	15,713
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） (17・18年度)		平成17年度		平成18年度	
		3		43	
	発生要因	平成17年度までの利益剰余金の発生要因としては、平成13年度法人設立の際に土地・建物等の現物出資に係る還付消費税、中期目標最終年度による運営費交付金債務の収益化および事業収入の増収によるものである。18年度については当初見込んでいなかった雑益等の増収による。			
	見直し案	該当なし			
運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位：百万円)		平成17年度		平成18年度	
		482		108	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） (単位：百万円)		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）
		18,570	17,374	17,126	16,904

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	各教育拠点の組織見直しにより、平成22年度までに27施設が管理職ポストを削減して次長制への移行を予定している。これにより約241百万円の人件費の削減を見込んでいる。
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	<p>【一般管理費】目標値 中期目標期間中に、旧青少年教育3法人の平成17年度予算の合計額に比べ15%以上の縮減（年間3%の縮減）に対し、5.1%の縮減。</p> <p>【業務経費】目標値 中期目標期間中、旧青少年教育3法人の平成17年度予算の合計額に比べ5%以上の縮減（年間1%の縮減）に対し、6.4%の縮減。</p> <p>【人件費】目標値 平成22年度までに平成18年度（予算）の人件費と比較し、5%以上削減（年間1%の削減）に対し、4.0%の削減。</p> <p>【青少年教育関係者等の受入数】目標値 「毎年度350万人程度の研修利用者を確保する」に対し、3,923,780人の青少年教育関係者等の利用の受入。</p> <p>【企画事業参加者の満足度】目標値 「80%以上の事業参加者からプラスの評価を得る」に対し、98.1%の参加者がプラスの評価。</p> <p>【施設利用者の満足度】目標値 「平均70%以上の利用団体からプラスの評価を得る」に対し、97.7%の利用者がプラスの評価。</p>

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		該当なし				
		所在地					
		職員数					
	支部・事業所等で行う事務・事業名						
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)					
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)					

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型		特定事業執行型	助成事業等執行型
事務・事業名		青少年教育事業	子どもゆめ基金
事務・事業の概要		<p>青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、以下のような業務を行っている。</p> <p>1. 青少年教育指導者等研修や青少年研修のための施設を設置すること。</p> <p>2. 企画事業として、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業、青少年教育指導者等の研修事業、国際交流・異文化理解事業、公立施設では実施困難な広範な規模で展開する教育事業を行う。</p> <p>3. 研修支援事業として、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対し、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言する等の教育的支援を行う事業を行う。</p> <p>4. 連絡及び協力の促進として、青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を可能とするために、青少年教育に関する施設及び団体間の連絡・協力を促進する事業を行う。</p> <p>5. 調査研究事業として、青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究を行い、その成果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る事業を行う。</p>	<p>未来を担う子どもの健全な育成を図るため、民間団体が実施する子どもの体験活動や読書活動などに対して財政的な支援を行い、活動への取組を推進し普及する。</p> <p>子どもゆめ基金は、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設された。</p>
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	12,374百万円 (3,415百万円)	2,143百万円 (12百万円)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	13,413百万円 (3,415百万円)	2,300百万円 (0百万円)
事務・事業に係る定員(19年度)		575人	14人
民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の3割、人員等)		なし	なし
廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響		<p>1. 企画事業においては、機構が実施する青少年を対象にした体験活動事業の参加費は食費、シーツ等洗濯代、教材費等の実費相当分としているが、民間団体が実施する類似の事業の参加費は当然採算に見合うよう徴収していることから高額となり参加できる子どもとそうでない子どもとの格差が生じるとい問題が起こる。少なくとも義務教育段階においては多くの子どもたちが保護者の所得にかかわらず様々な体験活動を経験できるような環境を提供する必要がある。国の事務・事業を代行する本機構の役割と言える。こうした機構が実施する低廉な経費で参加できる事業が廃止された場合、体験活動事業に参加できない子どもたちが出てくるという懸念が生じる。</p> <p>事業例 小学生・中学生を対象にした長期の自然体験活動事業 9泊10日 機構(自然の家)が実施する事業: わんぱく子ども宿 32,000円 民間の青少年団体が実施する事業: 『いいはる10DAYキャンプ』88,000円</p> <p>また、機構が実施する体験活動事業は先導的・モデル的なものであり、事業成果を公立施設等に普及する役割を果たしている。民間団体が実施する事業は、利益をあげるために集客しやすい内容を重視することから、集客力のあるプログラムになりがちである。それに比べて、機構が実施する事業は主体性や社会性を培うプログラムや指導体制を重視し、本機構がモデルプログラムを開発・提案することにより、民間団体が実施する体験活動の質的向上につながる。こうした事業を実施することは機構の重要な役割と言える。こうした機構が実施するプログラム開発等の試行的・研究的事業が廃止された場合、現代的課題に対応したプログラムや教育的手法が開発されないことが考えられ、体験活動事業の質的向上に支障をきたすこととなる。</p> <p>事業例 機構: 主体性をはぐむ長期自然体験」 日程: プレキャンプ1泊2日、メインキャンプ泊8日、フォローアップキャンプ泊2日、アドバンスキャンプ泊2日 内容: 仲間づくりのグルーワーク、冒険的な自然体験活動、振り返り、自主選択プログラム決定の話合い等</p> <p>同じく機構が実施する指導者研修事業は、青少年教育指導者に求められる資質能力を「指導力」「企画力」「運用力」の各領域に区分し、「体験学習法」「コミュニケーション」、事業の企画と評価」「安全管理」といった項目を設定、コアカリキュラムを策定した上で、総合的・体系的に実施している。一方、民間団体が実施する指導者研修事業は交流が目的であったり、個別の分野に特化された営利性の高いものが多い。機構が実施する指導者研修事業には民間団体等からの参加もあり、満足度も高いことから、こうした総合的・体系的な指導者研修事業を民間団体の指導者も望んでいると言え、我が国の青少年教育のナショナルセンターである本機構が果たす役割として重要である。むしろ、特定分野の研修プログラムメニューは民間団体に、教育活動として総合的・体系的な研修は本機構で行うことにより、適切な役割分担のもとで効率的な研修体系が形成されていると言える。こうした機構が企画実施する指導者研修事業が廃止された場合、青少年教育に関する総合的・体系的な研修機会がなくなり、青少年教育指導者の資質向上に支障をきたすこととなる。</p> <p>事業例 青少年団体「青少年団体指導者研修会」 趣旨: 青少年団体の運営や活動上の問題点等を研究し合い、今後に向けて取り組むべき課題について協議し、また、青少年団体間ではもとより、活動に賛同している参加者間のネットワークを深めるために開催する。</p>	<p>近年、少年による凶悪犯罪や問題行動が社会問題になっている中で、社会全体のモラルの低下、地域社会の教育力の低下、メディア上の有害情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しており、自分自身で考え創造する力、他人への思いやりや精神を身に付けさせることが重要となっている。</p> <p>このような状況において、子どもたちの健全育成のためには、国民、企業など民間の役割が不可欠であり、特に地域における民間主導の子どもたちの健全育成のための活動は重要であることから、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に子どもゆめ基金が創設され、主に地域レベルで民間が行う子どもの体験活動、読書活動に対し、助成している。</p> <p>応募件数は、例年約2,000件であったが、平成18年度からは約1.5倍の3,000件と大幅に増え、全国すべての都道府県から応募があった。さらに法人格を有しない草の根的な団体の割合は72.3%(平成19年度応募状況)であり、地域に密着した活動への助成を行うことができている。</p> <p>また、子どもゆめ基金の助成を受けた団体からのアンケートでは、「これまで以上に豊富な内容の活動や質の高い活動が実施できた」、「これまでに取り組みたくても取り組めなかった活動が実施できた」、「指導者間・地域間・団体間のネットワークが構築された」などの評価を受けている。</p> <p>しかしながら、青少年の直接体験はいまだに乏しいという現状もあり、青少年の生活に体験活動を根付かせる環境や体制の整備が一層重要である。</p>

		<p>2.研修支援事業においては、職員が利用団体の研修目的が達成できるよう、プログラム立案に関する情報提供や相談といった事前指導とともに、カッターや野外炊事などの活動プログラムを利用者に直接指導している。とりわけ、青少年のコミュニケーション力の低下の問題に対応すべく、協調性や社会性、他者や自分自身への信頼感を高めることを目的としたグループワークの指導を行っている。こうした指導や助言は専門的な知識・技術や豊富な指導経験を有する人材を有し、また、これまでの指導実績を積み重ねたノウハウを有する機構だからこそ実施可能と言える。前述の企画事業同様、こうした事業成果を公共団体や民間団体等へ普及することにより青少年教育の振興を図ることが機構の役割と言える。こうした研修支援事業が廃止された場合、教育効果の高い体験活動機会を青少年が失うとともに、事業成果が普及されないことにより、漸進的に体験活動事業の質の低下を招くこととなる。</p> <p>3.青少年の健全育成を目的として活動している団体・機関は公的なものばかりでなく、公益法人やNPO団体、あるいは草の根的な団体・グループまで含むと数多く存在する。こうした機関・団体が実施する青少年を対象にした事業の質を高めるためには、相互の連絡協力体制を築くことが必要である。また、事業によっては青少年教育以外の分野や、他府省庁との連携も必要になる。こうした連携体制を築くにはコーディネーター的な役割を果たす機関が求められるが、国の事務・事業を代行する機関である本機構だからこそ果たせると言える。こうしたコーディネーター的な役割を果たす事業が廃止された場合、青少年教育機関や団体等の連携が困難になり、連携することで期待される相乗的な事業効果も生まれず、青少年教育事業や活動の活性化に支障をきたすこととなる。</p> <p>4.調査研究事業においては、青少年及び青少年教育に関する統計資料の作成や青少年教育関係文献のデータベースの構築など青少年教育を推進するために計画的かつ継続的に実施する「基礎的な調査」や、青少年の各年齢期の課題や特定の状況にある青少年の問題などに関する「専門的な調査研究」を企画事業等の実践を活用するなど有機的に連携させて実施している。また、青少年教育指導者や研究者などの青少年教育関係者から、青少年を対象とした事業の実践や研究の成果などを広く募り、外部有識者による査読を通して、優れた実践報告や研究報告の発表の場として「研究紀要」を発刊している。この「研究紀要」は、研究成果をもとにした事業の充実や事業実践を踏まえた研究の促進など、事業実践と研究の相乗的な効果のもとに一体的な推進をねらいとして、広く青少年教育施設や青少年教育関係者に提供しているものであり、これらの成果の蓄積と発信を行っているのは、機構以外にはない。</p> <p>これらの取組により、機構は我が国唯一の青少年教育のナショナルセンターとして青少年教育関係者等に、調査研究の成果や我が国の青少年教育に関する情報を一元的に提供することを可能としているものであり、我が国の青少年教育の振興に寄与している。また、全国的な調査に基づく青少年の自然体験活動の減少などの調査結果が、中教審答申（平成19年1月30日）や国の政策評価に活用され国の青少年政策立案の基礎資料となっている。このような調査研究事業が廃止された場合、これらの成果や情報について計画的・継続的な提供が実施できなくなるため、国の青少年施策の推進の観点から、著しく支障をきたすこととなる。</p> <p>5.本機構は、各事業を通して、各年齢期を通じた青少年をめぐる諸課題に対応しており、事業の企画立案・実施においては、各事業を有機的に連携させることにより相乗的な効果を上げている。このように青少年教育に関する事業を統合し、総合的に事業展開している機関はなく、以上のことから国の将来を担う健全な青少年の育成という国民生活の安定、及び機構の事業成果の普及による公立青少年教育施設等や民間青少年団体等の事業の質の向上といった青少年教育の水準の維持の観点から、機構が実施する事業は公共上の見地において必要不可欠である。</p>	<p>このような状況の中で、子どもゆめ基金を廃止した場合、地域レベルで民間団体が行う体験活動や読書活動の取組の振興・普及に多大の支障をきたすことになる。</p>
	<p>事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)</p>	<p>主要業務</p>	<p>その他 (当機構の設置目的は、「青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ること」であり、国民、企業など民間を巻き込んだ取組が必要であり、地域において民間主導で行う子どもの健全育成のための体験活動や読書活動へ助成する「子どもゆめ基金」は設置目的を達成するため重要な役割を担っている。)</p>

	<p>事業開始からの継続年数</p>	<p>企画事業及び研修支援事業は48年目、連絡協力の促進及び調査研究事業は27年目。</p>	<p>7年目</p>
<p>(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し</p>	<p>これまでの見直し内容</p>	<p>1. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織 業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)等を踏まえ、旧青少年教育3法人を統合し、平成18年4月に「独立行政法人国立青少年教育振興機構」が発足した。 新法人では、我が国の政策課題や喫緊の青少年教育問題に機動的かつ迅速に対応するとともに、各年齢期を通じた総合的な体験学習プログラムの開発普及を促進するために、機構本部の企画立案機能を強化した組織とし、これまで各法人が有していた人的 物的 知的資源を融合させ機構本部と教育拠点が一体となった事業運営を進めている。 具体的な例として、機構本部で事業方針を策定し、この方針に基づいて教育拠点が事業計画を立案し、事業の重点化 効率化を図る取り組み、機構本部での先導的・モデル的な体験活動事業の重点テーマの設定と教育拠点での実施、ボランティア養成研修における「ボランティア養成共通カリキュラム」の作成、学校利用による教育効果の検証に関する調査」の教育拠点での実施、教育拠点の安全管理状況を調査の上策定した「安全管理の指針」の提示等がある。 また、年度末には施設の業務実績を取りまとめ評価を行うことで、事務 事業の不断の見直しを図っている。</p> <p>2. 研修支援事業では、これまでいわゆる「受入事業」と呼称していたが、「青少年等の主体的 効果的な学習活動を促進するための教育的支援を行う事業」という趣旨を明確にするため、「研修支援事業」と名称を改めた。また、研修支援事業の主たる対象は、旧青年の家及び少年自然の家とも、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者とするとし、これまで主たる対象としていなかった年齢層の利用に対応できるようプログラム開発等の整備を進めている。更に、教育拠点では利用者のニーズや施設の立地条件を活かした体験学習プログラムのメニューを、質・量ともに向上させることで研修支援事業の効果を高めるとともに、ホームページ等による情報提供等で利用の促進を図っている他、事業系職員が学校等を宿泊学習の事前 事後に訪問指導し、学習効果を高める取り組みも行っている。 こうした見直しを行う中で利用者は、着実に増加してきている。</p> <p>3. 調査研究事業では、「基礎的な調査」において中教審答申(平成19年1月30日)や青少年育成施策大綱等を踏まえ、青少年の喫緊の課題として指摘された「自立」に関して将来の職業に関する意識等を調査項目として盛り込むなど、青少年の今日的な課題等の把握に努めているところである。「専門的な調査研究」においては体験活動の重要性が指摘されているなか、機構が取り組む企画事業等における体験活動の教育効果を明らかにする実証的な調査研究やプログラム開発、青少年教育振興の観点から今後の青少年教育施設の在り方に関する調査研究などを実施しているところであり、これまでも、国の政策等を踏まえ青少年の喫緊の課題等に対応した調査研究を実施してきた。</p>	<p>1. 応募様式の変更 草の根的な団体などが行う比較的小規模な活動への助成を促進するために、これまでに行ってきた交付申請書や実績報告書の簡素化に加え、平成18年度からは提出する計画調書の様式を簡素化して手続きの簡便化を図った。 2. 審査体制の見直し 平成18年度以降の応募件数の増加に対応して、平成19年度に審査体制の見直しを行い、計画調書の審査に当たる専門委員会を拡充することで審査の精査化を図った。</p> <p>子どもゆめ基金が制定された背景として、次のような法律の制定や答申がなされ、子どもの体験活動や読書活動の重要性が指摘される中で、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設された。</p> <p>1. 生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ(平成11年生涯学習審議会答申) Ⅲ 今、緊急に取組がもてられること 1 地域の子どもの体験機会を広げる (1) 政府全体が連携し、子どもたちの体験の機会を広げる 全国津々浦々で地域に根ざした子どもたちの体験活動を展開する 地域に古くから伝わる伝承遊びやものづくりなど地域の文化を伝える活動、冒険的な活動や自然体験活動、世代を超えてのボランティア活動やお年寄りや障害をもった人たちのふれあい体験活動、地域に住む外国人との交流等、全国津々浦々で地域に根ざした子どもたちの体験活動を展開する。</p> <p>2. 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年) 第7条(関係機関等との連携強化) 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校 図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。</p>
		<p>1. 平成18年4月の機構発足に際し、「青少年育成施策大綱」(平成15年12月9日青少年育成推進本部決定)を踏まえ、統一テーマ「体験活動を通じた青少年の自立」を策定した。</p> <p>2. 企画事業においては、「青少年育成施策大綱」に重点課題として取り上げられている「社会的自立の支援」や「特に困難を抱える青少年の支援」に対応して重点テーマ(「職業観 勤労観の育成、次代を担うリーダーの育成、特定の状況にある青少年の支援」を設定し、全施設で実施しているほか、中教審答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」の提言を踏まえ、主体性・社会性をはぐくむ「体験活動」「体験型環境学習事業」「ボランティア学習事業」などを実施している。</p> <p>3. 研修支援事業においては、中教審答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」で提言されている「青少年教育施設等を中核として、教育効果の高い体験活動を計画的に提供する」ことを踏まえ、様々な活動プログラムを整備するとともに、事業系職員による指導や事前のプログラム相談を行っている。 また、野外活動や創作活動などの指導に、専門的な知識や技術を有する方を外部研修指導員として委嘱し、事業系職員とともに当たるなどの体制を整えている。他にも、平成18年度には、年度途中ではあるが、「文部科学省が実施する「子どもの生活リズム向上プロジェクト」の一環である「早寝早起き朝ごはん」国民運動に全教育拠点で取り組んだ。 事業例 利用案内に「早寝早起き朝ごはん運動」のシンボルマークや趣旨を盛り込む。 文部科学省が作成したポスターカードやちらしの配布とポスターの掲示 など 企画事業としても、子どもの生活リズム向上事業を、3事業(参加者合計160人、満足度平均98.7%)実施した。 更に、教育再生会議(第二次報告)や経済財政諮問会議(基本方針2007)で提言されている「小学校で1週間の自然体験活動を実施」に対応する、「青少年教育施設における学校の長期集団宿泊体験活動の推進に関する研究会」を立ち上げ、教科と連動したプログラムの開発と「引き書」の作成に取り組んでいる。</p> <p>4. 連絡及び協力の促進では、体験活動の促進を図るために、関係機関 団体等の研究協議や情報交換によるネットワーク形成、最新の施策動向や先進的な事例をテーマにした事例研究などを行う全国フォーラムを実施した(平成18年度実績 参加者253人、満足度98%)。 また、不登校や引きこもり、非行行動等の青少年問題に関わる機関 団体相互の連絡 協力の促進を図るため事例研究やシンポジウムなどを行う全国的な研究会を実施した(平成18年度実績 参加者294人、満足度93%)。 更に、平成19年度には放課後子どもプランや生活リズムの向上プロジェクトに関係する機関 団体等の連絡協力の促進を図る全国フォーラムを開催する予定である。</p>	

国の重点施策との整合性

5.調査研究事業では、「青少年育成施策大綱」や中教審答申(平成19年1月30日)に示されたように、健全な青少年の育成及びその方策は国の重要施策であり、これらを踏まえ青少年教育上取り組むべき青少年の実態把握のための基礎的な調査、行政・公立青少年教育施設・団体等の現状把握や報告書等の発行資料の収集、機構が実施する青少年を対象とした先導的・モデル的な体験活動事業等の教育効果に関する実証的な調査研究を行い、成果の普及を行っている。

第11条(財政上の措置等)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

子どもゆめ基金の創設後には、次のように子どもゆめ基金を活用して子どもの体験活動や読書活動を推進することが明記され、その役割は高まっている。

3.子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成14年間議決定)第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1)家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため、「子どもゆめ基金」による助成を行うなど、これら民間団体の活動を支援していく。」

4.青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について(平成14年中央教育審議会)

奉仕活動・体験活動をどのように推進していくのか

2 初等中等教育段階の青少年の学校内外における奉仕活動・体験活動の推進

(3)国等において取り組むべき方策

(e)子どもゆめ基金等を通じた体験活動を行う団体等に対する助成の取組を推進する」

5.青少年育成施策大綱(平成15年12月9日)

1 青少年の体験活動などの推進

(1)各種事業などを通じた体験活動の推進

国立オリンピック記念青少年総合センターに設置されている「子どもゆめ基金」により、民間団体が子どもの健全な育成を目的として実施する様々な体験活動や読書活動などに対して助成する事業を行う。

6.次代を担う自立した青少年の育成に向けて(平成19年中央教育審議会)

第3章 青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すために - 重視すべき視点と方策 -

2 すべての青少年の生活に体験活動を根付かせ、体験を通じた試行錯誤切琢磨を見守り支えよう

各団体の活動の充実を図る上で組織基盤が安定していることは不可欠であり、「子どもゆめ基金」をはじめとした民間団体への助成事業の充実を図ること」

	<p>受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)</p>	<p>1.企画事業の参加者及び教育拠点の利用者は食事代及びシーツ等の洗濯代他、教材費といった実費相当分を負担している。 2.また、総務省政策評価 独立行政法人評価委員会及び文部科学省の指摘を踏まえ、平成19年10月1日より、機構の設置目的以外の「一般」利用者から施設使用料を徴収することとした。なお、国立オリンピック記念青少年総合センターについては、特殊法人として充足した経緯等もあり、設立当初より施設使用料を徴収している。</p>	<p>受益者:助成対象団体 負担者:青少年機構(国)</p>
	<p>財政支出への依存度 (国費/事業費)</p>	<p>92.3%</p>	<p>93.2%</p>
	<p>これまでの指摘に対応する措置</p>	<p>別紙1に記載</p>	<p>別紙1に記載</p>
	<p>諸外国における公的主体による実施状況</p>	<p>大韓民国に「青少年修練院」が、「青少年活動振興法」に基づき設置されている。同法には、修練活動を活性化するために、国家が設置する修練院施設の維持、管理、運営、国家及び地方自治体が開発した重要な修練プログラムのモデル運営、青少年活動施設が行っている国際交流及び協力事業に対する支援、青少年指導者の研修、国内外の青少年関連情報・資料の収集、その他に文化観光部長官が指定したり、法人の目的達成に必要な事業を実施することが規定されている。</p>	<p>把握していない</p>
	<p>財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p>	<p>1.平成18年度機構が実施した企画事業は233事業、参加者は合計延べ13,745人、満足度は98.1%であり、中期目標に示されている評価指標であるプラスの評価80%を達成している。 事業の種類ごとの実績 先導的・モデル的な体験活動事業 157事業、参加者10,044人、満足度97.9% 青少年教育指導者の研修事業 61事業、参加者2,997人、満足度99.1% 国際交流 異文化理解事業 12事業、参加者544人、満足度97.4% その他、新たな国の政策課題に対応した事業 3事業、参加者160人、満足度98.7%</p> <p>2.平成18年度の青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者の利用者数は約392万人であり、中期目標に示されている評価指標である350万人を達成している。なお、一般の利用者を加えた総利用者数は約480万人である。 また、利用団体の引率者等を対象にしたアンケート調査の結果、満足度は97.7%であり、中期目標に示されている評価指標であるプラスの評価70%を達成している。</p> <p>3.平成18年度機構が実施した連絡協力促進事業は23事業、参加者は合計延べ2,777人、満足度は95.8%であり、中期目標に示されている企画事業の評価指標であるプラスの評価80%を達成している。</p> <p>4.調査研究事業における青少年及び青少年教育に関する基礎的な調査や専門的な調査研究は、それらの成果を広く青少年教育関係者に提供することにより、我が国の青少年教育の振興に資することを目的とするものであり、国の重要施策に対応した事業として取り組んでいるものである。その結果として、青少年の自然体験活動の減少など基礎的な調査結果が国の政策の基礎資料となり、新聞等に取り上げられるなど、事業の効果を発揮しているところである。また、調査研究事業の成果を行政・公立青少年教育施設・青少年団体等に広く提供するため、報告書の作成、配布やホームページでのデータベースの公開などを行い、公立青少年教育施設や青少年団体の事業運営等の充実に資するなど、我が国の青少年教育の振興に努めており、国の施策を反映した事業を行っている。</p>	<p>助成活動団体に対するアンケート調査では、「これまで以上に豊富な内容の活動や質の高い活動が実施できた」、「これまでに取り組みたくても取り組めなかった活動が実施できた」、指導者間・地域間・団体間のネットワークが構築された」など、助成金の交付を受けたことによる団体にとっての成果や効果があったという回答が多く得られた。</p>
	<p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>	<p>青少年に対して行われる組織的な教育活動、すなわち青少年教育は、先般改正された教育基本法第12条に規定された社会教育であり、憲法第26条においてすべての国民が受ける権利を有するとしている教育である。この教育基本法第12条第2項は「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定している。つまり、青少年教育の振興は国の責務であり、国立青少年教育振興機構は、地方公共団体等に対して先導的に青少年教育に関する事業を行うナショナルセンターであって、我が国にとって必要不可欠なものである。</p>	<p>上述の国の重点施策等との関係上、国立青少年教育振興機構が子どもゆめ基金による助成事業を行うことは、必要不可欠である。</p>

事務・事業の見直し案（具体的措置）	1.平成18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約を実施する。 2.民間委託の推進にあたり、各教育拠点で行っている定型的な事務事業について、経費節減効果を検証の上、ブロック単位又は全国単位等での契約を実施する。 3.機構の事業成果の普及や教育拠点のPRを目的にした広報事業を実施する際の企業等の協賛金を得ることや、ホームページや報告書等への企業広告の掲載、全国規模で実施するフォーラム事業の参加費の徴収等の自己収入の増加を図る方策を検討する。 4.地方施設については、教育再生会議等の提言等を勘案しつつ、青少年教育事業の実施状況を基に、有用性・有効性を検証し、その結果を踏まえ、中期目標期間終了時（平成22年度）における事務及び事業の見直しに併せて、その在り方を見直し、必要な整理合理化を行う。		これまでの取組みに加え、寄附金の確保のための方策について具体的に検討を進める。	
	行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）	現時点では算出できない	-	
	理由	-	-	
（2）事務・事業の民営化の検討	民営化の可否	否	否	
	可	事業性の有無とその理由	-	-
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	-	-
		民営化に向けた措置	-	-
		民営化の時期	-	-
否	民営化しない理由	<p>1.青少年教育は「青少年を対象にした社会教育」であり、教育基本法第12条では、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と定められていることから、青少年教育の振興は国が責任をもって担うべき事業といえる。</p> <p>2.民営化にしない理由 (1)機構が実施する事業は、「生体性を育む」「社会性を伸長する」「環境保存の態度を培う」といった教育的な目的の下、この目的を達成するための内容と方法を組み合わせた「教育事業」であり、かつ、モデル事業の実施やプログラム開発とその成果の公立施設等への普及といった研究試行的な事業である。こうした専門的な事業の企画立案には、専門的な知識や豊富な経験を有する職員を常時確保していく必要がある。また、事業の継続的な実施が青少年教育のノウハウとして積み重ねられ、教育効果の高い事業の実施につながるといふ好循環の状態になることから、引き続き機構が実施する必要がある。更に、機構が行う事業は先進性・モデル性を重視し、その成果を広く公立施設等に普及していくという役割を担っていることから、必ずしも採算に見合うことよりも教育的観点での成果が得られたという点を重視するとともに、新たな課題を踏まえ継続的に事業の展開を行うこととしている。従って、かかる性質を有する事業については民営化に馴染まない。 (2)機構が実施している事業は国の政策課題や喫緊の青少年問題に対応している。民間機関が実施する場合には、営利を目的とするため、集客力を重視したプログラムを中心とした自然体験活動や冒険活動などに傾斜し、我が国の政策課題や青少年教育の喫緊の課題に対応した非採算的な事業が実施されなくなる。 (3)指導者研修事業では、機構が総合的・体系的な内容で実施し、民間団体は特定分野の活動プログラムメニューで実施するといった役割分担のもとで効率的な研修体系が形成されている。かかる民間団体による指導者研修には限界があり、代替することは困難である。</p> <p>3.調査研究事業においては、青少年の体験活動や生活習慣等に関する実態把握のための全国規模の調査や青少年教育関係資料等の収集を計画的・継続的にを行い、これらを集約・整理して広く青少年教育関係者等に提供している。また、「専門的な調査研究」においては、企画事業や研修支援事業を活かした実践的な調査研究や青少年教育関係者の事業報告や研究報告をとりまとめた研究紀要の発刊などを実施し、その成果を全国規模の研究協議会で発表するなど、事業の実践と調査研究を有機的に連携させ、各事業の相乗効果を図っているが、民間に委ねた場合、このような非採算事業は実施されない蓋然性が高いばかりでなく、仮に実施された場合にも、各事業と有機的に連携した調査研究が行われない恐れが高い。 このように、機構が行う調査研究事業は青少年及び青少年教育指導者を対象とした企画事業等と一体となったものであるとともに、全国的な調査をもとに青少年や青少年教育の実態等について把握し、広く行政・施設・団体・大学等に提供しているものであり、民間ではこのような青少年教育に関する調査研究を専門分野とするものがない。</p>	子どもゆめ基金は、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設され、当機構にその運営が委ねられた。助成金交付に関して、その客観性・透明性及び公平性を確保する観点から、民営化は適切ではない。	

(3) 官民競争入札等の積極的な適用	該当する対象事業		a施設の管理・運営b研修 c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g徴収、hその他
	官民競争入札等の実施の可否		否	否
	可	入札種別（官民競争 / 民間競争）	-	-
		入札実施予定時期	-	-
		事業開始予定時期	-	-
		契約期間	-	-
否	今後の対応	導入しない理由	<p>1.青少年教育は「青少年を対象にした社会教育」であり、教育基本法第12条では、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と定められていることから、青少年教育の振興は国が責任をもって担うべき事業といえる。</p> <p>2.現在、青少年教育振興機構が実施している教育事業を効率化にのみ着目し、民間の競争原理を導入することは、以下の理由により馴染まない。</p> <p>(1)機構が実施する事業は、「生体性を育む」「社会性を伸長する」「環境保存の態度を培う」といった教育的な目的の下、この目的を達成するための内容と方法を組み合わせた「教育事業」であるが故、専門的な知識や豊富な経験を有する職員を常時確保していく必要がある。また、事業の継続的な実施が青少年教育のノウハウとして積み重なり、教育効果の高い事業の実施につながることから、引き続き機構が実施する必要がある。</p> <p>(2)機構が実施している事業は国の政策課題や喫緊の青少年問題に対応している。官民競争入札を導入する場合、予定する事務・事業を「仕様書」等に記載しなければならず、これは、落札した民間機関等の事務・事業の実施範囲や責任は仕様書に定められているものだけであることを意味する。換言すれば、予め仕様書に定められていないことを実施する責任は、落札した民間機関にはないということである。しかしながら、変化の激しい現代社会において、青少年を巡る問題は突発的に発生することもあり、こうした事態に迅速・機動的に対応することが求められる。つまり、当初定められた以上のことを柔軟に実施することは、民間機関には対応できない。</p> <p>(3)指導者研修事業では、機構が総合的・体系的な内容で実施し、民間団体は特定分野の活動プログラムメニューで実施するといった役割分担のもとで効率的な研修体系が形成されている。かかる民間団体による指導者研修には限界があり、代替することは困難である。</p> <p>3.調査研究事業においては、青少年の体験活動や生活習慣等に関する実態把握のための全国規模の調査や青少年教育関係資料等の収集を計画的・継続的に行い、これらを集約・整理して広く青少年教育関係者等に提供している。また、「専門的な調査研究」においては、企画事業や研修支援事業を活かした実践的な調査研究や青少年教育関係者の事業報告や研究報告をとりまとめた研究紀要の発刊などを実施し、その成果を全国規模の研究協議会で発表するなど、事業の実践と調査研究を有機的に連携させ、各事業の相乗効果を図っている。このように、機構が行う調査研究事業は青少年及び青少年教育指導者を対象とした企画事業等と一体となったものであるとともに、全国的な調査をもとに青少年や青少年教育の実態等について把握し、広く行政・施設・団体・大学等に提供しているものであり、民間ではこのような青少年教育に関する調査研究を専門分野とするものがない。</p> <p>4.なお、民間委託の推進にあたり、各教育拠点で行っている定型的な事務事業について、経費節減効果を検証の上、ブロック単位又は全国単位等での契約を実施することとしている。</p>	<p>子どもゆめ基金は、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設され、当機構にその運営が委ねられた。助成金交付に関して、その客観性、透明性及び公平性を確保する観点から、官民競争入札等は適切ではない。</p>

	対象となる事務・事業の内容		青少年教育事業	子どもゆめ基金
	(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	移管の可否		否
可		移管先	-	-
		内容	-	-
		理由	-	-
否		移管しない理由	<p>1.青少年教育の事務・事業の効果的・効率的な運営を図るため、旧青少年教育3法人を発展的に統合し、平成18年4月に独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という)が発足したところである。</p> <p>2.これまで各法人は、企画事業(従前は「主催事業」と呼称)の主たる対象をセンターは青少年及び指導者並びに関係者、青年の家は青年及び指導者並びに関係者、少年自然の家においては少年及び指導者並びに関係者とし、先導的・モデル的な体験活動事業や指導者研修事業等を企画実施するとともに、研修支援事業(従前は「受入事業」と呼称)や調査研究事業等を実施してきた。</p> <p>3.しかしながら、青少年の意欲や責任感、コミュニケーション能力の低下といった青少年を巡る諸課題に対応するためには、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動の機会を提供するといった効果的・効率的な運営が求められることから、各法人が有する人的・物的・知的資源を融合・活用することとし、旧青少年教育3法人の評価結果や「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)等を踏まえ、統合することとした。</p> <p>4.平成18年4月の統合に伴い本部の企画立案機能を強化するとともに、各地域の教育拠点になっている地方施設と本部が一体となり、政策課題への機動的かつ迅速な対応や各年齢期を通じた総合的な体験学習プログラムの開発・普及の促進を図っている。</p> <p>5.また、本部は中期目標期間中の統一テーマ「体験活動を通じた青少年の自立」を設定するとともに、先導的・モデル的な体験活動事業における重点テーマの提示や、重点テーマ事業の教育拠点での実施といった事業方針を定める他、教育拠点が地域のニーズや教育課題を踏まえて立案した事業計画の精査等による調整機能を発揮すること、特別に実施する必要がある事業を「特別事業」とし教育拠点から企画を公募の上審査決定すること、青少年教育指導者を対象にした指導者研修では「基本研修」と「専門研修」に体系化、「基本研修」を全国を6ブロックに区分しブロックごとに、機構本部と教育拠点が共同で企画実施することなど、一体的な事業運営を行っている。</p>	子どもゆめ基金は、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設され、当機構にその運営が委ねられたものであり、他の法人への移管は適切ではない。
一体的実施の可否		否	否	
可		一体的に実施する法人等	-	-
		内容	-	-
		理由	-	-
否		一体的実施を行わない理由	移管しない理由と同じ。	子どもゆめ基金は、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設され、当機構にその運営が委ねられたものであり、一体的に実施すべき適当な青少年教育関係の他の法人は存在しない。

<組織関係>

<p>(5) 特定独立 行政法人関係</p>	<p>非公務員化の可否</p>	<p>国立オリンピック記念青少年総合センターについては平成18年4月に非公務員化、旧国立青年の家及び国立少年自然の家については平成13年4月に非公務員化</p>
	<p>理由</p>	<p>-</p>
<p>(6) 組織面の見直し</p>	<p>見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)</p>	<p>平成18年4月に、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家(以下「旧青少年教育3法人」という)が統合して独立行政法人国立青少年教育振興機構が発足し、各法人の事務・事業を一体化するとともに、企画立案業務を本部で集中的・一元的に行う組織体制とした。 平成19年4月には、機構本部への企画立案機能の更なる一元化を図るため、国立オリンピック記念青少年総合センター及び機構本部の組織の見直しを行った。 各教育拠点の組織の見直し(課体制から次長制(課長級1名体制)への移行)を実施し、平成22年度までに27施設が管理職ポストを削減する予定である。 こうした取り組みなどを通じて、今中期目標期間中に人件費について5%以上削減するとともに、一般管理費について15%以上縮減する。</p>
	<p>理由</p>	<p>旧青少年教育3法人が各々蓄積した人的、物的、知的資源を融合・横断的に活用することにより、年齢期を区分することなく青少年教育に関する事務・事業をより効果的・効率的に行い青少年教育の振興を図るため。 人件費削減に伴う職員の減少による各教育拠点のサービス低下を防ぎ、また、各教育拠点の各種事業及び管理業務の効率化を図るとともに、業務体制をより明確化するため。</p>

2. 運営の徹底した効率化

<p>(1) 可能な限りの効率化の徹底</p>	<p>給与水準、人件費の情報公開の状況</p>	<p>役員の報酬等及び職員の給与の水準については、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法について(ガイドライン)」に基づき、毎年ホームページ上で公表している。</p>		
	<p>役職員の給与等の対国家公務員指数(在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスバイレス指数)</p>	<p>平成18年度 対国家公務員指数94.7、対国家公務員地域別指数98.4、対国家公務員学歴別指数92.7、対国家公務員地域別学歴別指数97.7</p>		
	<p>人件費総額の削減状況</p>	<p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費の総額については、旧青少年教育3法人の平成17年度の合計額が4,477,401千円、平成18年度の機構の合計額が4,281,119千円であり、平成18年度においては4.4%の縮減を行ったところである。</p>		
	<p>一般管理費、業務費等</p>	<p>現状(平成19年4月1日現在)</p>	<p>平成18事業年度において、対平成17事業年度予算と比較して一般管理費5.1%、業務経費6.4%の縮減を行った。</p>	
		<p>効率化目標の設定の内容・設定時期</p>	<p>第2期中期目標期間の前年(平成17事業年度)において、中期目標期間中に、旧青少年教育3法人の平成17年度予算の合計額に比べ、一般管理費は15%以上、業務経費は5%以上の縮減を図るように設定している。</p>	
	<p>民間委託による経費節減の取組内容</p>	<p>警備・清掃及びボイラー運転管理業務等について、契約内容等の見直しを行うとともに、各教育拠点で行っている定型的な事務事業について、経費節減効果を検証の上、ブロック単位又は全国単位等での契約を実施する。</p>		
<p>情報通信技術による業務運営の効率化の状況</p>	<p>機構本部と各教育拠点との迅速な情報伝達を図るため、「職員専用ポータルサイト」の開設及び「Web会議システム」を導入した。規程集や給与明細を職員専用ポータルサイトにおいてWeb公開とすることによるペーパーレス化を推進した。 機構全体の情報セキュリティの向上を図るため、情報セキュリティシステムの導入を開始した。 機構内グループウェアを構築し、統一的なメールサービスの提供、役員スケジュール管理の一元化を図り、情報の共有化を推進するとともに、情報の保護を図った。 法人統合に伴い基盤事務の簡素化、効率化のため「財務会計システム」、「人事給与システム」、「共済組合事務システム」、「法人文書ファイル管理システム」、「個人調書のWeb登録及び人事データベース」の新規導入構築を図り、必要に応じてデータ連携を図った。</p>			
<p>(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開</p>	<p>情報公開の現状</p>	<p>随意契約について、契約に係る情報公開として平成18年8月より、随意契約に係る件名及び数量、機構の契約者の職名並びに氏名、随意契約を締結した日、随意契約の相手方の氏名及び住所、随意契約に係る契約金額、随意契約によることとした理由、その他必要な事項をホームページで公表し、透明性を確保している。 子どもゆめ基金においては、助成団体名、助成活動名、助成金交付予定額について、ホームページに掲載している。</p>		
	<p>見直しの方向</p>	<p>随意契約のみならず、「給食業務等委託」等の一般競争入札の結果についてもホームページ等での公開を検討している。</p>		
	<p>関連法人</p>	<p>名称</p>	<p>該当なし</p>	<p>合計</p>
		<p>契約額</p>		<p>-</p>
		<p>うち随意契約額(%)</p>		<p>-</p>
		<p>当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)</p>		<p>-</p>
	<p>関連法人以外の契約締結先</p>	<p>名称</p>	<p>別添資料のとおり</p>	<p>合計</p>
		<p>契約額</p>	<p>別添資料のとおり</p>	<p>3,855,597千円</p>
		<p>うち随意契約額(%)</p>	<p>別添資料のとおり</p>	<p>1,791,335千円(46.5%)</p>
		<p>当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)</p>	<p>別添資料のとおり</p>	<p>0人</p>
<p>(3) 随意契約の見直し</p>	<p>別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載</p>			
<p>(4) 保有資産の見直し</p>	<p>別紙3に記載</p>			

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	一般管理費については、中期目標期間中に、旧青少年教育3法人の平成17年度予算の合計額に比べ15%以上の縮減を図るほか、業務経費についても、中期目標期間中、5%以上の縮減を図ることとしている。加えて、法人が策定する中期計画においては、人件費について、平成22年度までに平成18年度(予算)の人件費と比較し、5%以上削減することとしている。	
	今後の取組方針	引き続き各事業年度の年度計画に具体的な数値目標を盛り込んだり、事業年度の業績評価の査定において、定量的な指標を基に査定する。	
(2) 国民による意見の活用	現状	業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、運営諮問委員会を設置している。また、機構の業務の実績を評価するため評価委員会を設置し、内部評価結果に基づき専門的な見地から検証を行っている。さらに教育拠点においても、業務運営に関する重要事項について外部有識者の意見を聴くため、施設業務運営委員会を設置している他、プログラム評価委員会、外部評価委員会、事業評価委員会等を施設の状況により設置している。	
	今後の取組方針	引き続き上記の委員会を設置し、幅広く国民からの意見を聞くこととしている。	
(3) 業務運営の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	機構発足にあたり、監査業務を担当する監査役及び監査室を設置し、規程類及び内部監査の手続等を策定して整備をし、内部監査機能の充実を図った。また、研修については、情報公開や個人情報保護、著作権に関する外部の研修や機構本部主催でパワーハラスメント研修を行うなど、法人の適正な業務運営に向けた研修を行っている。	
	今後の取組方針	今後も引き続き、法令遵守や倫理に関する研修を行い、適切な法人の業務運営を行うこととしている。	
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	平成18年度事業年度より新規に会計システムを導入し、細分に渡る予算管理を行っている。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	プロジェクトごとにおいても新規導入した会計システムにより、収支管理を実施している。	
	今後の取組方針	平成18年度事業年度より新規に会計システムを導入しており、今後会計システムによる会計情報を分析したうえで有効に活用するよう検討する。	
(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容(平成18年度実績)	財源	金額
	共同研究資金	該当なし	-
	利用料	施設使用料収入	824百万円
	寄付金	件数 244件	15百万円
	知的財産権	該当なし	-
	その他	シーツ等洗濯収入、基金運用益等	385百万円
	計		1,224百万円
見直し案	<p>1.地方教育拠点における施設使用料徴収について、旧青少年教育3法人統合の初年度となる平成18年度を通して、その対象金額・徴収方法等を検討し、平成19年10月から一般利用者に対する施設使用料の徴収を行うこととした。</p> <p>2.現在機構では、広報戦略及び広報計画を策定するために「広報戦略プロジェクトチーム」を設置しているが、この中で、 (1)機構が実施する事業領域に事業成果の普及や教育拠点のPRを目的とした「広報事業」を加え、企業等の協賛金を得て実施 (2)機構本部や教育拠点が開設しているホームページや、発行している報告書や所報等に企業広告を掲載 (3)都心に位置し利用者が多い国立オリンピック記念青少年総合センターの有効活用(企業のイベントを誘致)等、自己収入の増加を図る方策を検討する。</p> <p>3.現在機構では、受益者負担の方針などを策定するために「受益者負担等プロジェクトチーム」を設置しているが、この中で、連絡協力促進事業として全国規模で実施するフォーラム事業の参加費の徴収等、自己収入の増加を図る方策を検討する。</p> <p>4.子どもゆめ基金の財源確保については、創設時から、民間からの出せん金の募集を実施しているところである。平成18年度には、国立オリンピック青少年総合センター内設置の自動販売機の売上げの一部を寄附金として受入れたり、民間のカード会社と契約してポイント還元対象の一つとして「子どもゆめ基金へ募金」を設定するなど、寄附金の拡充を図っているところであるが、引き続き、寄附金の確保について具体的に検討を進めることとしている。</p>		
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	随意契約について、契約に係る情報公開として平成18年8月よりホームページ上で公表を行い、透明性を確保している。また、役員の報酬等及び職員の給与の水準についてホームページ上で公表している。助成事業においては、助成団体名、助成活動名、助成金交付予定額について、ホームページに掲載している。	
	今後改善を予定している点	随意契約のみならず、「給食業務等委託」等の一般競争入札の結果についてもホームページ等での公開を検討している。	
その他			

第1横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	文部科学省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
国立青少年教育振興機構	特定事業執行型 (試験・教育・研修・指導型)	青少年教育事業	平成16年度	旧青少年教育3法人の事務・事業を一体化 (平成16年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案」を平成18年通常国会に提出・成立し、独立行政法人国立青少年教育振興機構」が発足。機構本部に企画立案機能を集中化し、業務システムや人事業務、財務会計業務等の一元化を図った。
				役職員(国立オリンピック記念青少年総合センター)の非公務員化(平成16年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案」を平成18年通常国会に提出、成立済み。
				青少年教育関係事業を独法として実施するに相応しいものに再構築し、その他の事業は、公立施設等での普及状況を踏まえ廃止(平成16年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		公立施設等での普及状況を踏まえ、学校週5日制対応事業や親子を対象とした短期の自然体験活動事業等を廃止し、機構が全国的・一体的に取り組む統一テーマを「体験活動を通じた青少年の自立」とし、その具現化のために重点テーマを策定するなど、青少年教育のナショナルセンターとして相応しい事業に重点化・戦略化した。
				施設設備の維持・管理業務等を、原則、全面民間委託(平成16年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		効果的・効率的な業務の実施の観点から、定型的な管理・運営業務について、原則、民間委託の方針の下、個々の施設設備の有用性を検証した上で、民間委託を推進している。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

注2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

2. 運営の徹底した効率化

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開

関連法人以外の契約締結先

名称	契約額 (円)	うち随意契約額(%)		当該法人への再就職者(随 契の相手方で同一所管に属 する公益法人に在職してい る役員の人数)
太平ビルサービス(株)	296,921,450	120,996,050	(40.8%)	0
(社)全国学校図書館協議会	170,402,000	170,402,000	(100.0%)	0
(財)民間放送教育協会	152,906,000	152,906,000	(100.0%)	0
(独)科学技術振興機構	149,419,000	149,419,000	(100.0%)	0
タフカ(株)	142,569,000	0	(0.0%)	0
田村建設(株)	138,075,000	0	(0.0%)	0
秋山ユアビス建設(株)	131,250,000	0	(0.0%)	0
(社)中央青少年団体連絡協議会	126,983,480	126,983,480	(100.0%)	0
(株)日登建設	120,750,000	0	(0.0%)	0
松下電工(株)	103,320,000	0	(0.0%)	0
(株)親和土建	93,303,000	0	(0.0%)	0
富士通(株)/日本電子計算機(株)	76,483,890	3,973,410	(5.2%)	0
丸山工業(株)	67,200,000	0	(0.0%)	0
(株)柴田工務店	66,150,000	0	(0.0%)	0
社団法人玉穂報徳会	56,816,213	56,816,213	(100.0%)	0
(株)堀川忠義商店	54,600,000	0	(0.0%)	0
キョウワプロテック(株)	50,715,000	0	(0.0%)	0
(社)青少年育成国民会議	49,697,000	49,697,000	(100.0%)	0
富士通(株)	45,566,220	20,724,060	(45.5%)	0
(株)玉川繊維工業所	45,524,814	0	(0.0%)	0
小島工務店(株)	43,470,000	4,200,000	(9.7%)	0
杉山建設(株)	42,000,000	0	(0.0%)	0
日本シティルサービス(株)	38,744,459	0	(0.0%)	0
富士水工業(株)	35,700,000	0	(0.0%)	0
社団法人玉穂愛郷会	35,357,842	35,357,842	(100.0%)	0
(株)損保ジャパン	34,312,470	0	(0.0%)	0
(株)エヌ・ティ・ティ・エムイー	32,782,308	32,782,308	(100.0%)	0
(株)泰平総合建設	31,185,000	0	(0.0%)	0
菱和建设(株)	28,140,000	0	(0.0%)	0
日本パラリンピックキャラバン実行委員会	25,624,000	25,624,000	(100.0%)	0
(株)小山商会	24,696,810	24,696,810	(100.0%)	0
(株)CSKシステムズ	24,150,000	24,150,000	(100.0%)	0
富士ゼロックス(株)	24,100,379	24,100,379	(100.0%)	0
(株)泰成建設	23,051,700	23,051,700	(100.0%)	0
荏原エンジニアリングサービス(株)	22,491,000	0	(0.0%)	0
小山(株)	21,803,945	17,944,621	(82.3%)	0
(株)ベルックス	21,306,600	10,798,200	(50.7%)	0
芳賀設備工業(株)	20,790,000	4,830,000	(23.2%)	0
(株)CSK	20,627,159	20,627,159	(100.0%)	0
(株)南信美装伊那	20,172,484	9,567,484	(47.4%)	0
日東カスタディアル・サービス(株)	16,974,720	9,116,100	(53.7%)	0
(株)東北装美	16,965,900	6,785,100	(40.0%)	0
新東産業(株)	16,112,271	2,112,180	(13.1%)	0
(株)山武	15,876,000	0	(0.0%)	0
(財)宮城県野外活動振興協会	15,558,235	15,558,235	(100.0%)	0
茂田石油(株)	15,505,140	0	(0.0%)	0

名称	契約額 (円)	うち随意契約額(%)		当該法人への再就職者(随 契の相手方で同一所管に属 する公益法人に在職してい る役員の人数)
(財)室戸青少年育成会	15,012,000	15,012,000	(100.0%)	0
新日本監査法人	14,555,820	14,555,820	(100.0%)	0
日東石油(株)	14,361,363	0	(0.0%)	0
シンドラーエレベータ(株) 東京支店	13,754,160	13,754,160	(100.0%)	0
アダチ石油(株)	13,736,100	2,847,600	(20.7%)	0
三金興業(株)	13,440,000	13,440,000	(100.0%)	0
(株)ニュージェック	13,335,000	13,335,000	(100.0%)	0
綿久リネン(株)	13,013,677	13,013,677	(100.0%)	0
(株)北陸バロン美装	12,999,000	0	(0.0%)	0
(株)金原土建	12,705,000	0	(0.0%)	0
(株)ダイエイハービス	12,411,000	0	(0.0%)	0
福岡中央ビル管理協同組合	12,217,380	0	(0.0%)	0
(株)建友社建築設計事務所	11,970,000	11,970,000	(100.0%)	0
(株)アイビックス	11,903,258	11,903,258	(100.0%)	0
中元クリーニング(株)	11,870,345	11,870,345	(100.0%)	0
日本電子計算機(株)	11,296,200	0	(0.0%)	0
福島日野自動車(株)	11,196,330	11,196,330	(100.0%)	0
福島日野自動車(株)	11,196,330	0	(0.0%)	0
(株)レモン	11,090,780	0	(0.0%)	0
ぐびきエネルギー(株)	10,965,706	0	(0.0%)	0
永瀬石油(株)	10,919,793	0	(0.0%)	0
カメイ(株)	10,902,990	0	(0.0%)	0
(株)ジェイアール西日本米子メンテック	10,745,169	0	(0.0%)	0
あずさ監査法人	10,639,125	10,639,125	(100.0%)	0
(株)教育施設研究所東北事務所	10,500,000	10,500,000	(100.0%)	0
第一建築サービス(株)	10,411,605	0	(0.0%)	0
大成ビルサービス(株)	10,290,000	0	(0.0%)	0
大電総業(株)	10,290,000	0	(0.0%)	0
(株)図書館流通センター	9,975,000	0	(0.0%)	0
(株)羽昨総合環境サービス	9,963,079	0	(0.0%)	0
(株)宮澤商店	9,720,710	0	(0.0%)	0
ワタヤス	9,683,940	0	(0.0%)	0
(社)渋谷区シルバー人材センター	9,612,410	9,612,410	(100.0%)	0
(株)タカサワ	9,513,210	0	(0.0%)	0
コヤマリネン(株)	9,450,000	0	(0.0%)	0
(株)東洋実業 苫小牧営業所	9,374,400	0	(0.0%)	0
(株)トップツアー	9,133,166	9,133,166	(100.0%)	0
(株)奥村電気商会	8,925,000	0	(0.0%)	0
(株)不二ビルサービス	8,626,800	2,452,800	(28.4%)	0
太陽石油販売(株)	8,535,240	0	(0.0%)	0
(株)関西総合ビル管理	8,493,854	8,493,854	(100.0%)	0
東海フック-ル販売(株)	8,469,720	8,469,720	(100.0%)	0
日章産業(株)	8,466,466	8,466,466	(100.0%)	0
(株)三勢	8,443,602	2,379,470	(28.2%)	0
(財)関東電気保安協会	8,400,000	0	(0.0%)	0
(株)第一ドライ 本社	8,373,414	8,373,414	(100.0%)	0
(株)十福商事	8,265,343	8,265,343	(100.0%)	0
フルキ石油(株)	8,111,878	8,111,878	(100.0%)	0
(株)小山商会静岡営業所	8,105,490	0	(0.0%)	0
(株)類設計室	8,032,500	8,032,500	(100.0%)	0
白河商事(株)	8,022,000	8,022,000	(100.0%)	0
北日本ビル清掃(株)	7,880,082	2,999,682	(38.1%)	0

名称	契約額 (円)	うち随意契約額(%)		当該法人への再就職者(随 契の相手方で同一所管に属 する公益法人に在職してい る役員の人数)
ダイコー(株)	7,756,560	7,756,560	(100.0%)	0
東洋機動(株)	7,665,000	0	(0.0%)	0
アトラティブ大永	7,648,200	7,648,200	(100.0%)	0
御殿場市玉穂財産区	7,614,630	7,614,630	(100.0%)	0
四国教施研総合サービス(株)	7,336,875	0	(0.0%)	0
小林商事	7,259,373	0	(0.0%)	0
(株)アメニティ	7,245,000	0	(0.0%)	0
共栄セキュリティ-サービス(株)	7,172,718	7,172,718	(100.0%)	0
(株)東洋実業苫小牧営業所	6,970,530	6,970,530	(100.0%)	0
車田電気工業(株)	6,930,000	0	(0.0%)	0
(株)オービーティ	6,871,620	6,871,620	(100.0%)	0
ピークルーエッセ(株)	6,781,036	6,781,036	(100.0%)	0
(株)ピークルーエッセ	6,615,000	0	(0.0%)	0
北星産業(株)	6,462,696	0	(0.0%)	0
(株)衛藤中山設計	6,405,000	6,405,000	(100.0%)	0
(株)渡辺リネン	6,380,745	6,380,745	(100.0%)	0
(株)エンドレス	6,344,870	6,344,870	(100.0%)	0
福井県漁業協同組合連合会	6,304,640	6,304,640	(100.0%)	0
(株)リノス・スタッフィング	5,973,393	0	(0.0%)	0
(株)東北アイビ	5,763,380	0	(0.0%)	0
(株)日晴リネンサプライ	5,696,750	5,696,750	(100.0%)	0
(株)村田相互設計	5,670,000	5,670,000	(100.0%)	0
島石油(株)	5,583,480	0	(0.0%)	0
伊那美装(株)	5,544,000	0	(0.0%)	0
山田石油(株)	5,535,180	5,535,180	(100.0%)	0
(株)西原ウォーターテック西日本支店	5,482,750	5,482,750	(100.0%)	0
(有)諫早ビル管理	5,178,180	0	(0.0%)	0
千葉帝国警備保障(株)	5,128,515	0	(0.0%)	0
(株)リクルートスタッフィング	5,123,200	5,123,200	(100.0%)	0
(株)白成舎	5,044,041	5,044,041	(100.0%)	0
(株)コンステック 広島支店	4,935,000	4,935,000	(100.0%)	0
富士物産(株)	4,840,920	4,840,920	(100.0%)	0
進和テック(株)	4,737,075	4,737,075	(100.0%)	0
日本ケーブル(株)	4,725,000	4,725,000	(100.0%)	0
日本道路興運(株)	4,662,000	4,662,000	(100.0%)	0
(有)鹿屋西平石油店	4,623,734	4,623,734	(100.0%)	0
南九イリョー(株)熊本支店	4,621,499	4,621,499	(100.0%)	0
(社)子どもの読書推進会議	4,585,000	4,585,000	(100.0%)	0
(株)淀川ランドリー	4,580,779	4,580,779	(100.0%)	0
朋友設備(有)	4,515,000	4,515,000	(100.0%)	0
(株)環境商工	4,449,529	4,449,529	(100.0%)	0
東邦セールス(株)	4,297,651	4,297,651	(100.0%)	0
富山県総合警備保障(株)	4,204,242	4,204,242	(100.0%)	0
(株)久慈設計	4,200,000	4,200,000	(100.0%)	0
第一工業(株)福島営業所	4,200,000	4,200,000	(100.0%)	0
東亜建設工業(株)	4,200,000	4,200,000	(100.0%)	0
富山ミソワ建設(株)	4,189,500	4,189,500	(100.0%)	0
山陽オイル(株)	4,187,970	0	(0.0%)	0
(有)小川商店	4,057,858	4,057,858	(100.0%)	0
大谷工機	4,032,000	4,032,000	(100.0%)	0
(株)岡谷組	3,990,000	3,990,000	(100.0%)	0
東日本電信電話(株)	3,990,000	3,990,000	(100.0%)	0

名称	契約額 (円)	うち随意契約額(%)		当該法人への再就職者(随 契の相手方で同一所管に属 する公益法人に在職してい る役員の人数)
(株)日立ビルシステム	3,971,625	3,971,625	(100.0%)	0
(株)ニサカ	3,938,683	3,938,683	(100.0%)	0
山下体育社(株)	3,915,187	3,915,187	(100.0%)	0
渡嘉敷村	3,867,879	3,867,879	(100.0%)	0
土佐共同産業(株)	3,850,149	3,850,149	(100.0%)	0
アサヒランドリー(株)	3,798,284	3,798,284	(100.0%)	0
(有)環境保全ケミカル	3,675,840	3,675,840	(100.0%)	0
富山トヨタ自動車(株)	3,675,591	0	(0.0%)	0
(株)広島リネンサプライ	3,573,295	3,573,295	(100.0%)	0
関山生産森林組合	3,420,000	3,420,000	(100.0%)	0
(株)いんペリネンサプライ	3,400,700	3,400,700	(100.0%)	0
大洲市役所	3,389,558	3,389,558	(100.0%)	0
静岡トヨペット(株)裾野店	3,325,340	3,325,340	(100.0%)	0
(株)坂元電気工事	3,324,300	3,324,300	(100.0%)	0
鹿屋衛生管理センター(株)	3,312,073	3,312,073	(100.0%)	0
九州三菱農機販売(株)	3,299,100	3,299,100	(100.0%)	0
福井県基準寝具(株)	3,234,900	3,234,900	(100.0%)	0
びほく農業協同組合	3,223,500	3,223,500	(100.0%)	0
富士見村長 星野好孝	3,175,224	3,175,224	(100.0%)	0
中越クリーンサービス(株)	3,168,543	0	(0.0%)	0
テップスタッフフォーラム(株)	3,161,512	3,161,512	(100.0%)	0
(株)朝陽会	3,153,330	3,153,330	(100.0%)	0
群馬警備保障(株)本社	3,137,400	0	(0.0%)	0
三菱ふそうトラック・バス(株)	3,074,655	3,074,655	(100.0%)	0
(有)ディック	3,068,625	3,068,625	(100.0%)	0
シルバー人材センター(福)富士見村社会福祉協 議会 本社	3,033,024	3,033,024	(100.0%)	0
旭川トヨペット(株)	3,020,000	3,020,000	(100.0%)	0
(株)日栄興業	3,011,400	3,011,400	(100.0%)	0
富士ゼロックス 北陸(株)	2,857,760	2,857,760	(100.0%)	0
東京私鉄自動車協同組合	2,857,400	2,857,400	(100.0%)	0
中央無線タクシー協同組合	2,845,060	2,845,060	(100.0%)	0
東京セフティ(株)	2,771,370	2,771,370	(100.0%)	0
(株)東美	2,731,890	2,731,890	(100.0%)	0
(株)横瀬オーディオ	2,685,690	2,685,690	(100.0%)	0
いすゞ自動車南九州(株)	2,576,370	2,576,370	(100.0%)	0
(株)ポーラ	2,559,670	2,559,670	(100.0%)	0
(有)サニット鹿児島	2,535,750	2,535,750	(100.0%)	0
望月由佳事務所	2,520,000	2,520,000	(100.0%)	0
(株)丸京橋本ドライクリーニング工場	2,465,148	2,465,148	(100.0%)	0
滝沢村シルバー人材センター	2,415,210	2,415,210	(100.0%)	0
(株)NHKアート	2,398,200	2,398,200	(100.0%)	0
プロック・デリ・アーキテクツ有限会社	2,339,190	2,339,190	(100.0%)	0
日本オーチス・エレベータ(株)	2,268,000	2,268,000	(100.0%)	0
有限会社渡嘉敷石油	2,208,854	2,208,854	(100.0%)	0
山陽事務機	2,181,195	2,181,195	(100.0%)	0
廣田石油(株)	2,128,560	2,128,560	(100.0%)	0
ネットヨタ奈良(株)	2,080,000	2,080,000	(100.0%)	0
旭産業(株)	2,044,875	2,044,875	(100.0%)	0
みらい建設(株)上越営業所	2,020,882	0	(0.0%)	0
(有)いまい	1,979,020	1,979,020	(100.0%)	0
(株)六甲商会淡路営業所	1,947,648	1,947,648	(100.0%)	0

名称	契約額 (円)	うち随意契約額(%)		当該法人への再就職者(随 契の相手方で同一所管に属 する公益法人に在職してい る役員の数)
(株)日本旅行東京西支店	1,943,750	1,943,750	(100.0%)	0
(株)あおき	1,942,500	1,942,500	(100.0%)	0
全国警備保障(株)	1,929,375	1,929,375	(100.0%)	0
(株)パーソナルナビゲート	1,923,600	1,923,600	(100.0%)	0
富士ゼロックス熊本(株)	1,874,097	1,874,097	(100.0%)	0
千葉企業(株)	1,814,736	1,814,736	(100.0%)	0
富士ゼロックス長野(株)	1,813,724	1,813,724	(100.0%)	0
(有)天王ビル管理	1,718,850	1,718,850	(100.0%)	0
(株)タバタ大阪事業所	1,685,250	1,685,250	(100.0%)	0
日産プリンス岩手販売(株)	1,636,470	1,636,470	(100.0%)	0
(株)ふよう長崎	1,588,348	1,588,348	(100.0%)	0
水口マン工房	1,583,400	1,583,400	(100.0%)	0
勝又商事	1,572,790	1,572,790	(100.0%)	0
(有)向坂事務所	1,536,750	1,536,750	(100.0%)	0
(株)カジマヤ	1,530,988	1,530,988	(100.0%)	0
日本エレベーター製造(株)	1,518,300	1,518,300	(100.0%)	0
山陽薬品(株)	1,499,400	1,499,400	(100.0%)	0
宇陀環境開発(株)	1,480,500	1,480,500	(100.0%)	0
沖縄水質改良(株)	1,470,528	1,470,528	(100.0%)	0
北海道リコ(株)道北営業部	1,436,562	1,436,562	(100.0%)	0
(株)ピコー	1,428,000	1,428,000	(100.0%)	0
(株)衛星ワーク	1,423,800	1,423,800	(100.0%)	0
沖ウインテック(株)九州支店	1,423,800	1,423,800	(100.0%)	0
(有)上越浄化槽管理センター	1,351,800	1,351,800	(100.0%)	0
第一公害プラント(株)	1,323,000	1,323,000	(100.0%)	0
有限会社第一警備保障	1,313,024	1,313,024	(100.0%)	0
(株)大喜水質管理センター	1,305,832	1,305,832	(100.0%)	0
協業組合アクアテック栗原	1,293,450	1,293,450	(100.0%)	0
総和土建(株)	1,231,650	1,231,650	(100.0%)	0
企業警備保障(株)	1,218,000	1,218,000	(100.0%)	0
中央電子光学(株)	1,200,000	1,200,000	(100.0%)	0
沖縄綿久(株)	1,195,862	1,195,862	(100.0%)	0
KPMG税理士法人	1,155,000	1,155,000	(100.0%)	0
環境システム(株)	1,141,560	1,141,560	(100.0%)	0
(有)羽咋美装	1,125,600	1,125,600	(100.0%)	0
(有)アドヴァンス	1,117,515	1,117,515	(100.0%)	0
MCS 緑クリーンサービス代表者山林 博道	1,116,666	1,116,666	(100.0%)	0
ヤマト運輸(株)	1,096,026	1,096,026	(100.0%)	0
中央エンジニア(株)	1,089,900	1,089,900	(100.0%)	0
越後交通(株)観光営業部	1,088,600	1,088,600	(100.0%)	0
ダイキアクシス(株)	1,029,000	1,029,000	(100.0%)	0
南日汽缶工業(株)	1,025,000	1,025,000	(100.0%)	0
橋本機器サービス	1,018,500	1,018,500	(100.0%)	0
合 計	3,855,597,005	1,791,335,152		0

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名	国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省
(助成・給付型)				
事務・事業の名称	子どもゆめ基金			
事務・事業の内容	未来を担う子どもの健全な育成を図るため、民間団体が実施する子どもの体験活動や読書活動などに対して財政的な支援を行い、活動への取組を推進し普及する。 子どもゆめ基金は、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設された。			
国からの財政支出額	2,142,536	支出予算額	2,300,000	
対19年度当初予算増減額	11,686	対19年度当初予算増減額	0	
事業の廃止・縮小 理由	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえ、事務・事業の廃止、縮小の検討	体験活動や読書活動の推進・普及は重要な政策課題と位置付けられており、事務・事業を廃止・縮小することはできません。		
	理由	中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」(平成19年1月30日)の中で、青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促すための方策として、「すべての青少年の生活に体験活動を根付かせ、体験を通じた試行錯誤切磋琢磨を見守り支えよう」と提言されている。 また、読書活動については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と規定されている。同法第8条に基づき、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、同計画中に「子どもゆめ基金」による民間団体への助成が規定されている。		
	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要	発生しない		
	繰越欠損金の額 (H18年度末)	該当なし		
	発生理由 (H18年度)	該当なし		
	発生した場合の処理方針	該当なし		
	繰越欠損金の推移	該当なし		
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化()	見直し案	該当なし		
	成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し	財政負担の軽減を図る方策として、子どもゆめ基金創設時から、民間からの出えん金の募集を実施しているところである。 今後とも、出えん金の確保に向けて、積極的に広報・宣伝活動を行って基金の増額を図るとともに、その運用益の確保にも努める。		
事業効果(事前、事後)	実施状況	(1)事前評価として、助成を希望する団体に対して、活動の計画調書を提出させ、外部有識者で構成する審査委員会にて評価・審議し、採択する活動及び助成金額を決定している。 (2)事後評価として、助成活動団体に対してアンケートを実施し、助成金による活動支援の効果について検証を行っている。		
	見直し案	平成18年度以降の応募件数の増加に対応して、平成19年度に審査体制の見直しを行い、計画調書の審査に当たる専門委員会を拡充することで審査の精査化を図る。		
	公表状況・公表方法	(1)助成活動の審査結果について、交付内定時にホームページで公表している。 (2)審査委員について、任期終了後にホームページで名前を公表している。		
	見直し案	なし		

助成・ 給付基 準 ()	基準の名称・根拠	子どもゆめ基金助成金交付要綱(平成18年4月1日理事長裁定)
	対象者の要件	<p>1 青少年教育に関する団体(以下「助成対象団体」という)が行う次に掲げる活動(以下「助成活動」という)を実施するために必要な経費のうち、助成金の対象として理事長が認める経費(以下「助成対象経費」という)について、予算の範囲内で助成金を交付する。</p> <p>(1)子どもの自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動 (2)子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動 (3)インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発・普及を図る活動</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動は助成金の交付の対象としない。</p> <p>(1)営利を目的とする活動 (2)下部組織を有する団体の、専ら下部組織に対する財政支援を目的とする活動 (3)他の団体への助成活動 (4)宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動 (5)民法(明治29年法律第89号)第90条に規定する公序良俗に反する活動 (6)その他理事長が別に定める活動</p> <p>3 助成対象団体とは、次の各号に該当する団体で、当該団体が自ら主催し、前条の目的に沿った活動を行う団体をいう。</p> <p>(1)民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人 (2)特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)により設立された法人 (3)前二号以外の法人格を有する団体(次に掲げる団体を除く) イ 国又は地方公共団体 ロ 法律により直接に設立された法人 ハ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 (4)その他法人格を有しないが、助成活動を実施するための体制を有すると理事長が認めた団体 <子どもゆめ基金助成金交付要綱第3条より抜粋></p>
	金額の算定方法	<p>(1)助成金の内定額の算出方法 審査委員会での評定・審議により、採択する活動及び助成金額を決定している。</p> <p>(2)助成金の確定額の算出方法 助成活動団体が提出する実績報告書に添付される領収書の写しを確認し、助成金の交付対象となる経費について交付決定額の範囲内で助成額を決定している。</p>
	見直し案	基金による助成金の交付に当たっては、青少年教育に関する規模に関わらず地域に密着した草の根的な団体に対して格別の配慮をし、また制度の認知度や利用の地域格差が生じないように努めていく。
	基準の公表状況、公表方法	<p>次の「子どもゆめ基金助成金交付要綱」等の助成金交付に関する基準や方針は、毎年作成する「子どもゆめ基金助成金募集案内」に掲載するとともに、ホームページでも公表している。さらに、全国各地への周知を図るため、東京をはじめ全国4箇所で開催した説明会を実施している。</p> <p>また、交付内定時に送付する「子どもゆめ基金助成金交付の手引き」に掲載するとともに、ホームページでも公表している。</p> <p>(1)子どもゆめ基金助成金交付要綱 (2)子どもゆめ基金助成金子どもの体験活動助成要領 (3)子どもゆめ基金助成金子どもの読書活動助成要領 (4)子どもゆめ基金助成金子ども向け教材開発・普及活動助成要領</p>
	見直し案	引き続き、これらの取組みを通じて、事業の透明性を図って参りたい。
	民間委託等の検討	子どもゆめ基金は、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設され、当機構にその運営が委ねられた。助成金交付に関して、その客観性、透明性及び公平性を確保する観点から、第三者による審査委員会を組織して助成する活動の評定・審議を行っており、民間委託等は考えていない。
	その他の見直し案	子どもゆめ基金の財源確保については、創設時から、民間からの出せん金の募集を実施しているところである。平成18年度には、国立オリンピック青少年総合センター内設置の自動販売機の売上げの一部を寄附金として受入れたり、民間のカード会社と契約してポイント還元対象の一つとして「子どもゆめ基金へ募金」を設定するなど、寄附金の拡充を図っているところであるが、引き続き、寄附金の確保について具体的に検討を進めることとしている。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省
資産との関連を有する事務・事業の名称	青少年教育事業		
資産との関連を有する事務・事業の内容	<p>青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、以下のような事業を行っている。</p> <p>1.企画事業として、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業、青少年教育指導者等の研修事業、国際交流・異文化理解事業、公立施設では実施困難な広範な規模で展開する教育事業を行う。</p> <p>2.研修支援事業として、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対し、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言する等の教育的支援を行う事業を行う。</p> <p>3.連絡及び協力の促進として、青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を可能とするために、青少年教育に関する施設及び団体間の連絡・協力を促進する事業を行う。</p> <p>4.調査研究事業として、青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究を行い、その成果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る事業を行う。</p>		
国からの財政支出額	12,373,983	支出予算額	13,413,312
対19年度当初予算増減額	3,414,852	対19年度当初予算増減額	3,415,015
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	別紙3に記載		

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省
資産との関連を有する事務・事業の名称	子どもゆめ基金		
資産との関連を有する事務・事業の内容	<p>未来を担う子どもの健全な育成を図るため、民間団体が実施する子どもの体験活動や読書活動などに対して財政的な支援を行い、活動への取組を推進し普及する。</p> <p>子どもゆめ基金は、衆議院及び参議院の超党派の国会議員からなる「子どもの未来を考える議員連盟」の発意により平成13年度に創設された。</p>		
国からの財政支出額	2,142,536	支出予算額	2,300,000
対19年度当初予算増減額	11,686	対19年度当初予算増減額	0
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	<p>別紙に計上した金融資産のうち、「投資有価証券 10,055百万円」は、子どもゆめ基金の原資として国から出資された100億円と民間団体からの出えん金により取得したものである。子どもゆめ基金は、当該基金の運用益及び運営費交付金により事業を実施している。</p> <p>今後とも、出えん金の確保に向けて、積極的に広報・宣伝活動を行って基金の増額を図るとともに、その運用益の確保にも努めることとする。</p>		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

府省名：文部科学省		独立行政法人名：独) 国立青少年教育振興機構					
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
1	国立利根川記念青少年総合センター	2	東京都渋谷区代々木神園町3-1	1	4	84,974	25,392
2	国立大雪青少年交流の家	3	北海道上川郡美瑛町字白金	1	3	164,549	8,547
3	国立岩手山青少年交流の家	3	岩手県岩手郡滝沢村滝沢字後292	1	3	262,975	8,147
4	国立磐梯青少年交流の家	3	福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原7136-1	1	3	171,404	7,123
5	国立赤城青少年交流の家	3	群馬県勢多郡富士見村赤城山27	1	3	244,248	8,957
6	国立能登青少年交流の家	3	石川県羽咋市柴垣町14-5-6	1	3	187,237	8,694
7	国立乗鞍青少年交流の家	3	岐阜県高山市岩井町913-13	1	3	204,813	9,543
8	国立中央青少年交流の家	3	静岡県御殿場市中畑2092-5	1	7	181,123	16,219
9	国立中央青少年交流の家課外活動場	3	静岡県御殿場市中畑字蕪木沢519番1	-	1	2,950	-
10	国立淡路青少年交流の家	3	兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39	1	3	154,598	6,774
11	国立三瓶青少年交流の家	3	島根県大田市山口町山口1638-12	1	3	229,834	10,138
12	国立江田島青少年交流の家	3	広島県江田島市江田島町津久茂1-1-1	1	1	167,827	7,017
13	国立江田島青少年交流の家海浜活動施設	3	広島県江田島市江田島町津久茂字荒代1905	1	1	39,653	467
14	国立江田島青少年交流の家屋外活動中継センター	3	広島県江田島市江田島町中央1丁目17955番6	-	1	968	-
15	国立大洲青少年交流の家	3	愛媛県大洲市北只1086	1	3	198,956	8,146
16	国立大洲青少年交流の家艇庫	3	愛媛県大洲市柚木字久保778-1	1	3	720	439
17	国立阿蘇青少年交流の家	3	熊本県阿蘇市一の宮町宮地6029-1	1	3	165,289	7,235
18	国立沖縄青少年交流の家	3	沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷2760	1	3	302,291	9,082
19	国立沖縄青少年交流の家海浜キャンプ場	3	沖縄県渡嘉敷村字阿波連775	1	3	20,120	1,286
20	国立日高青少年自然の家	3	北海道沙流郡日高町字富岡	1	7	125,529	5,783
21	国立日高青少年自然の家キャンプ場	3	北海道沙流郡日高町字日高110-1	1	3	14,239	418
22	国立花山青少年自然の家	3	宮城県栗原市花山字本沢沼山61-1	1	3	201,159	6,543
23	国立花山青少年自然の家南蔵王野営場	3	宮城県白石市福岡深谷字荻山39	1	7	1,594,375	2,925
24	国立那須甲子青少年自然の家	3	福島県西白河郡西郷村大字真船字村火6-1	1	3	1,037,515	11,202
25	国立那須甲子青少年自然の家キャンプ場	3	福島県西白河郡西郷村大字真船字村火	1	3	249,975	400
26	国立那須甲子青少年自然の家那須ロッジ	3	栃木県那須郡那須町大字湯本字西原1-1	1	3	4,300	580
27	国立信州高遠青少年自然の家	3	長野県伊那市高遠町藤沢6877-11	1	3	200,095	8,844
28	国立妙高青少年自然の家	3	新潟県妙高市大字関山6323-2	1	7	1,316,939	8,213
29	国立立山青少年自然の家	3	富山県中新川郡立山町芦峯寺字前谷1	1	3	262,745	6,119
30	国立若狭湾青少年自然の家	3	福井県小浜市田島区大浜	1	3	194,317	7,539
31	国立普爾青少年自然の家	3	奈良県宇陀郡普爾村太良路1170	1	3	93,982	7,176
32	国立普爾青少年自然の家課外活動場	3	奈良県宇陀郡普爾村太良路字亀山	-	7	38,040	-
33	国立普爾青少年自然の家課外活動場	3	奈良県宇陀郡御杖村菅野字エゴ3657-268	-	3	75,694	-
34	国立吉備青少年自然の家	3	岡山県加賀郡吉備中央町吉川4393-82	1	3	316,487	8,083
35	国立山口徳地青少年自然の家	3	山口県山口市徳地船路668	1	3	200,903	9,470
36	国立室戸青少年自然の家	3	高知県室戸市元乙1721	1	5	403,945	8,082
37	国立室戸青少年自然の家海浜活動センター	3	高知県室戸市室戸岬町字大ツボ4086番2	1	1	1,421	246
38	国立夜須高原青少年自然の家	3	福岡県朝倉郡筑前町三箇山1103	1	3	202,612	7,811
39	国立諫早青少年自然の家	3	長崎県諫早市白木峰町1109-1	1	3	274,519	9,905
40	国立大隅青少年自然の家	3	鹿児島県鹿屋市花里町赤崩	1	5	179,159	6,592
41	国立大隅青少年自然の家キャンプ場	3	鹿児島県垂水市根木原656-3	1	5	36,076	930
42	国立大隅青少年自然の家艇庫	3	鹿児島県垂水市新城字内田4011番5	1	5	247	164
43	国立大隅青少年自然の家新城海の家	3	鹿児島県垂水市新城字内田4011番5	1	1	3,027	547

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	85,071	2001	1994	6	13	50	7	第二種中高層住専	40%	200%	50.06%
2	13,268	1997	1966	10	41	50	3	-	-	-	-
3	13,467	1997	1973	10	34	50	4	-	-	-	-
4	13,012	2000	1966	7	41	50	3	-	60%	200%	3.80%
5	14,694	1971	1971	36	36	50	2	-	-	-	-
6	12,927	1999	1972	8	35	50	2	-	-	-	-
7	13,232	1976	1975	31	32	50	3	-	-	-	-
8	17,990	1970	1953	37	54	34	1	-	60%	200%	4.97%
9	-	-	-	-	-	-	-	-	60%	200%	-
10	13,848	1969	1968	38	39	50	3	-	70%	200%	4.48%
11	15,941	1996	1976	11	31	50	3	-	70%	200%	3.47%
12	12,602	1968	1967	39	40	50	3	第一種中高層住専	60%	200%	3.75%
13	467	2000	1970	7	37	38	1	第一種中高層住専	60%	200%	0.59%
14	-	-	-	-	-	-	-	第一種住居地域	60%	200%	-
15	14,571	1996	1974	11	33	50	4	-	70%	200%	3.66%
16	439	2000	1988	7	19	38	1	-	70%	200%	30.49%
17	12,024	2003	1964	4	43	50	4	-	-	-	-
18	12,225	2001	1962	6	45	50	2	-	-	-	-
19	1,461	1998	1976	9	31	50	2	-	-	-	-
20	12,754	1981	1981	26	26	50	3	-	-	-	-
21	418	1997	1982	10	25	38	1	-	-	-	-
22	12,456	1979	1979	28	28	50	3	-	-	-	-
23	3,274	1993	1987	14	20	50	2	-	-	-	-
24	14,560	2000	1977	7	30	50	2	-	-	-	-
25	465	1982	1979	25	28	50	2	-	-	-	-
26	1,055	1979	1979	28	28	50	2	-	-	-	-
27	12,471	1999	1990	8	17	50	2	-	-	-	-
28	13,594	1991	1991	16	16	50	3	-	20%	60%	1.72%
29	12,632	1985	1983	22	24	50	3	-	-	-	-
30	13,059	1996	1984	11	23	50	3	-	-	-	-
31	12,034	2000	1979	7	28	50	3	-	-	-	-
32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	12,201	1996	1981	11	26	50	3	-	-	-	-
35	12,151	1989	1989	18	18	50	2	-	-	-	-
36	10,266	1976	1976	31	31	50	2	-	-	-	-
37	246	1992	1992	15	15	50	1	-	70%	200%	8.66%
38	14,767	2000	1988	7	19	50	3	-	60%	200%	3.64%
39	15,388	1999	1977	8	30	50	2	-	-	-	-
40	11,329	1988	1986	19	21	50	4	-	70%	400%	1.58%
41	1,302	1989	1988	18	19	50	2	-	70%	400%	0.90%
42	164	2001	2001	6	6	38	1	-	70%	400%	16.60%
43	782	1988	1988	19	19	50	2	-	70%	400%	6.46%

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1	-	66,352	34,900	23,270	8,182	740	4	1(青少年教育事業)	-	
2	-	1,149	0	1,130	19	-	4	1(青少年教育事業)	-	
3	-	1,321	0	1,229	92	-	4	1(青少年教育事業)	-	
4	-	1,192	0	1,119	73	-	4	1(青少年教育事業)	-	
5	-	1,644	0	1,437	207	-	4	1(青少年教育事業)	-	
6	-	1,553	0	1,495	58	-	4	1(青少年教育事業)	-	
7	-	968	0	953	15	-	4	1(青少年教育事業)	-	
8	-	866	0	740	126	-	4	1(青少年教育事業)	-	
9	-	130	123	0	7	42	4	1(青少年教育事業)	-	
10	-	1,203	0	1,121	82	-	4	1(青少年教育事業)	-	
11	-	1,669	0	1,582	87	-	4	1(青少年教育事業)	-	
12	-	1,750	1,008	607	135	12	4	1(青少年教育事業)	-	
13	-	72	61	6	5	2	4	1(青少年教育事業)	-	
14	-	49	49	0	0	50	4	1(青少年教育事業)	-	
15	-	1,673	0	1,615	58	-	4	1(青少年教育事業)	-	
16	-	10	0	10	0	-	4	1(青少年教育事業)	-	
17	-	950	0	809	141	-	4	1(青少年教育事業)	-	
18	-	1,814	0	1,488	326	-	4	1(青少年教育事業)	-	
19	-	109	0	104	5	-	4	1(青少年教育事業)	-	
20	-	1,231	0	1,195	36	-	4	1(青少年教育事業)	-	
21	-	17	0	17	0	-	4	1(青少年教育事業)	-	
22	-	1,376	0	978	398	-	4	1(青少年教育事業)	-	
23	-	411	0	211	200	-	4	1(青少年教育事業)	-	
24	-	1,794	0	1,616	178	-	4	1(青少年教育事業)	-	
25	-	47	0	33	14	-	4	1(青少年教育事業)	-	
26	-	149	0	140	9	-	4	1(青少年教育事業)	-	
27	-	1,414	0	1,259	155	-	4	1(青少年教育事業)	-	
28	-	1,831	0	1,731	100	-	4	1(青少年教育事業)	-	
29	-	2,140	0	1,881	259	-	4	1(青少年教育事業)	-	
30	-	1,985	0	1,714	271	-	4	1(青少年教育事業)	-	
31	-	1,335	0	1,256	79	-	4	1(青少年教育事業)	-	
32	-	0	0	0	0	-	4	1(青少年教育事業)	-	
33	-	0	0	0	0	-	4	1(青少年教育事業)	-	
34	-	1,290	0	1,139	151	-	4	1(青少年教育事業)	-	
35	-	1,399	0	1,212	187	-	4	1(青少年教育事業)	-	
36	-	1,063	0	902	161	-	4	1(青少年教育事業)	-	
37	-	70	26	39	5	19	4	1(青少年教育事業)	-	
38	-	1,784	0	1,608	176	-	4	1(青少年教育事業)	-	
39	-	919	0	750	169	-	4	1(青少年教育事業)	-	
40	-	1,217	0	859	358	-	4	1(青少年教育事業)	-	
41	-	72	0	71	1	-	4	1(青少年教育事業)	-	
42	-	33	0	32	1	-	4	1(青少年教育事業)	-	
43	-	90	36	42	12	12	4	1(青少年教育事業)	-	

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	1	施設名	国立オリンピック記念青少年総合センター	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、定員1,500人の宿泊施設や食堂、その他の研修施設や大ホール等の文化施設、体育館等の体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>センターは、東京都渋谷区に位置し、全国的な研究集会等の開催や国際交流に係る利用のほか、年間を通じて多数の大学等のクラブ・サークル等が学習・交流活動等を主体的に行っている。</p> <p>平成18年度においては、年間約189万1千人の利用(宿泊室稼働率70.3%)があり、青少年の主体的な学習・交流や集団宿泊訓練等を支援する研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	2	施設名	国立大雪青少年交流の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立大雪青少年交流の家は、大雪山国立公園内に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やスノーシュートレッキングを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約10万3千人の利用(宿泊室稼働率50.2%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	3	施設名	国立岩手山青少年交流の家	用途	4 (青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立岩手山青少年交流の家は、十和田八幡平国立公園内に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やスキーを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約10万1千人の利用(宿泊室稼働率46.4%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	4	施設名	国立磐梯青少年交流の家	用途	4 (青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立磐梯青少年交流の家は、磐梯山の麓に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やスノーシュートレッキングを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約14万の利用(宿泊室稼働率64.0%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	5	施設名	国立赤城青少年交流の家	用途	4 (青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立赤城青少年交流の家は、赤城山の麓に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やアドベンチャー教育等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約10万8千人の利用（宿泊室稼働率47.0%）があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	6	施設名	国立能登青少年交流の家	用途	4 (青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立能登青少年交流の家は、能登半島に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして、いかだ渡海やカヌーを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約11万7千人の利用（宿泊室稼働率48.5%）があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	7	施設名	国立乗鞍青少年交流の家	用途	4 (青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立乗鞍青少年交流の家は、乗鞍岳の中腹に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やスキーを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約10万5千人の利用（宿泊室稼働率51.3%）があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	8	施設名	国立中央青少年交流の家	用途	4 (青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立中央青少年交流の家は、富士山の麓に位置し、定員500人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やオリエンテーリング等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約17万人の利用（宿泊室稼働率61.1%）があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	9	施設名	国立中央青少年交流の家課外活動場	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立中央青少年交流の家は、富士山の麓に位置し、定員500人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やオリエンテーリング等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約17万人の利用(宿泊室稼働率61.1%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>課外活動場は、オリエンテーリング等の野外活動を実施する際において、スタート及びゴールとしての本部を設置し、注意事項等の伝達や利用者の安全確保を図る観点から必要不可欠である。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	10	施設名	国立淡路青少年交流の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立淡路青少年交流の家は、淡路島の最南端に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてカッター等の海洋活動や海辺を活かした環境教育プログラムを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約13万4千人の利用(宿泊室稼働率68.2%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	11	施設名	国立三瓶青少年交流の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立三瓶青少年交流の家は、大山隠岐国立公園内に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やネイチャースキーを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約10万9千人の利用(宿泊室稼働率51.3%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	12	施設名	国立江田島青少年交流の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立江田島青少年交流の家は、江田島に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてカッターやカヌー等の海洋活動やオリエンテーリング等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万人の利用(宿泊室稼働率49.7%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	13	施設名	国立江田島青少年交流の家海浜活動施設	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期： 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立江田島青少年交流の家は、江田島に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてカッターやカヌー等の海洋活動やオリエンテーリング等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万人の利用(宿泊室稼働率49.7%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>瀬戸内海におけるカッター活動等の海洋活動をメインとした自然体験活動を行っており、海浜活動施設は効率的な活動を展開するため、浜辺近くにカッター(6艇)を保管及び海へ出艇する施設・設備として必要不可欠である。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	14	施設名	国立江田島青少年交流の家屋外活動中継センター	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期： 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立江田島青少年交流の家は、江田島に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてカッターやカヌー等の海洋活動やオリエンテーリング等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万人の利用(宿泊室稼働率49.7%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>屋外活動中継センターは、オリエンテーリング等の野外活動を実施する際において、当該活動が半日又は1日のコースであることから、利用者の安全確保を図る観点から必要不可欠である。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	15	施設名	国立大洲青少年交流の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立大洲青少年交流の家は、大洲市に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてカヌー等の水辺活動やウォークラリー等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約13万1千人の利用(宿泊室稼働率55.8%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	16	施設名	国立大洲青少年交流の家艇庫	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立大洲青少年交流の家は、大洲市に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてカヌー等の水辺活動やウォークラリー等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約13万1千人の利用(宿泊室稼働率55.8%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>肱川(ひじかわ)におけるカヌー活動等の水辺活動をメインとした自然体験活動を行っており、艇庫はカヌー(300艇)を保管する施設として必要不可欠である。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	17	施設名	国立阿蘇青少年交流の家	用途	4 (青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立阿蘇青少年交流の家は、阿蘇くじゅう国立公園内に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山やサイクリング等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万1千人の利用（宿泊室稼働率47.3%）があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	18	施設名	国立沖縄青少年交流の家	用途	4 (青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立沖縄青少年交流の家は、渡嘉敷島に位置し、定員260人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてシュノーケリングやシーカヤック等の海洋活動やネイチャーゲーム等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約5万4千人の利用（宿泊室稼働率26.5%）があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	19	施設名	国立沖縄青少年交流の家海浜キャンプ場	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期： 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年交流の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、スポーツ・文化・芸術体験、交流体験、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立沖縄青少年交流の家は、渡嘉敷島に位置し、定員260人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてシュノーケリングやシーカヤック等の海洋活動やネイチャーゲーム等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約5万4千人の利用(宿泊室稼働率26.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>渡嘉敷島周辺の海は日本有数のサンゴの生息地であり、貴重な海洋環境が学習できる場所である。海浜キャンプ場では、海洋学習と共にテント生活や野外炊飯などのキャンプ活動を実施するものであり、利用者の安全確保を図る観点から必要不可欠である。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	20	施設名	国立日高青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期： 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立日高青少年自然の家は、雄大な日高山脈や沙流川に抱かれた大自然の中に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山や川遊び、スキーなどの活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約7万3千人の利用(宿泊室稼働率36.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	21	施設名	国立日高青少年自然の家キャンプ場	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立日高青少年自然の家は、雄大な日高山脈や沙流川に抱かれた大自然の中に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山や川遊び、スキーなどの活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約7万3千人の利用(宿泊室稼働率36.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>キャンプ場は、テント生活や野外炊飯などのキャンプ活動を実施するものであるが、本館敷地内での確保ができなかったため、自然豊かな近隣の場所に設置したものである。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	22	施設名	国立花山青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立花山青少年自然の家は、栗駒山の西麓に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして沢活動やアドベンチャー活動などの活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万6千人の利用(宿泊室稼働率37.7%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	23	施設名	国立花山青少年自然の家南蔵王野営場	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立花山青少年自然の家は、栗駒山の西麓に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして沢活動やアドベンチャー活動などの活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万6千人の利用(宿泊室稼働率37.7%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>南蔵王野営場は、ボーイスカウトのジャンボリーなどの大規模な国際的キャンプを実施可能な施設が少ない中で、本法人が指導的な役割を果たすため保有する必要がある。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	24	施設名	国立那須甲子青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立那須甲子青少年自然の家は、阿武隈川の源流、那須甲子連山の中腹に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山・ハイキング、雪中活動などの活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約15万6千人の利用(宿泊室稼働率59.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	25	施設名	国立那須甲子青少年自然の家キャンプ場	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立那須甲子青少年自然の家は、阿武隈川の源流、那須甲子連山の中腹に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山・ハイキング、雪中活動などの活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約15万6千人の利用(宿泊室稼働率59.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>キャンプ場は、初心者向けのキャンプや上級者向けのサバイバルキャンプまで行うキャンプ場であり、幅広い野外体験・学習を行うため必要不可欠である。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	26	施設名	国立那須甲子青少年自然の家那須ロッジ	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立那須甲子青少年自然の家は、阿武隈川の源流、那須甲子連山の中腹に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山・ハイキング、雪中活動などの活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約15万6千人の利用(宿泊室稼働率59.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>那須ロッジは、活動や生活面において、全て利用者の手で行う自主的な活動を推進するための施設であり、青少年の自主・自律を育むためには必要不可欠である。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	27	施設名	国立信州高遠青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立信州高遠青少年自然の家は、南アルプスと中央アルプスを望む高原に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして冬の自然体験活動や自然学習プログラムを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約8万6千人の利用(宿泊室稼働率38.4%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	28	施設名	国立妙高青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立妙高青少年自然の家は、上信越高原国立公園内に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして冬の自然体験活動や自然学習プログラムを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万8千人の利用(宿泊室稼働率60.9%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	29	施設名	国立立山青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立立山青少年自然の家は、立山連峰の麓に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして登山や星座学習等の活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万4千人の利用(宿泊室稼働率67.0%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	30	施設名	国立若狭湾青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立若狭湾青少年自然の家は、若狭湾国定公園内に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてカッターやシーカヤックの活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約7万7千人の利用(宿泊室稼働率50.8%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	31	施設名	国立曽爾青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立曽爾青少年自然の家は、独特の火山地形を有する曽爾高原に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてハイキングや自然観察、自然の素材を使ったクラフト、天体観測等の活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万1千人の利用(宿泊室稼働率48.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	32	施設名	国立曽爾青少年自然の家課外活動場	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立曽爾青少年自然の家は、独特の火山地形を有する曽爾高原に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてハイキングや自然観察、自然の素材を使ったクラフト、天体観測等の活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万1千人の利用(宿泊室稼働率48.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>課外活動場は、ハイキング等の野外活動を実施する際において、当該活動が半日又は1日のコースであることから、利用者の安全確保を図る観点で必要不可欠である。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	33	施設名	国立曽爾青少年自然の家課外活動場	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立曽爾青少年自然の家は、独特の火山地形を有する曽爾高原に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてハイキングや自然観察、自然の素材を使ったクラフト、天体観測等の活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万1千人の利用(宿泊室稼働率48.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>課外活動場は、ハイキング等の野外活動を実施する際において、当該活動が半日又は1日のコースであることから、利用者の安全確保を図る観点で必要不可欠である。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	34	施設名	国立吉備青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立吉備青少年自然の家は、里山的自然環境が豊かな吉備高原に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして湖でのカッター活動や天体観測等の活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約10万4千人の利用(宿泊室稼働率49.5%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	35	施設名	国立山口徳地青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立山口徳地青少年自然の家は、山口県立長門峡自然公園内に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてアドベンチャー教育プログラムを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約8万2千人の利用(宿泊室稼働率60.0%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	36	施設名	国立室戸青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立室戸青少年自然の家は、黒潮流れる室戸半島に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてシュノーケリングやオーシャンカヤック、オリエンテーリング等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万2千人の利用(宿泊室稼働率34.4%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	37	施設名	国立室戸青少年自然の家海浜活動センター	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立室戸青少年自然の家は、黒潮流れる室戸半島に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとしてシュノーケリングやオーシャンカヤック、オリエンテーリング等を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万2千人の利用(宿泊室稼働率34.4%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>海浜活動センターは、シュノーケリングやオーシャンカヤック等の海洋活動をメインとした自然体験活動を行っており、艇庫にカヌー(約30艇)やマスク、フィン等を保管する施設や更衣室として必要不可欠である。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	38	施設名	国立夜須高原青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立夜須高原青少年自然の家は、福岡県夜須高原に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして天体観察やフィールドビンゴを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約12万人の利用(宿泊室稼働率61.7%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	39	施設名	国立諫早青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立諫早青少年自然の家は、長崎・佐賀両県境の多良山系・五家原岳中腹に位置し、定員400人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして天体観察やフィールドビンゴを行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約10万1千人の利用(宿泊室稼働率38.0%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	40	施設名	国立大隅青少年自然の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立大隅青少年自然の家は、鹿児島県・大隅半島の錦江湾を望む高隈山の山裾に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして自然の素材を使ったクラフトやシーカヤック活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万人の利用(宿泊室稼働率40.9%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p>					

実物資産の処分に係る具体的な措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	41	施設名	国立大隅青少年自然の家キャンプ場	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立大隅青少年自然の家は、鹿児島県・大隅半島の錦江湾を望む高隈山の山裾に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして自然の素材を使ったクラフトやシーカヤック活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万人の利用(宿泊室稼働率40.9%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>キャンプ場は、テント生活や野外炊飯などのキャンプ活動を実施するものであるが、本館敷地内での確保ができなかった等のため、自然豊かな近隣の場所に設置したものである。</p>					

法人名	独)国立青少年教育振興機構			府省名	文部科学省
	42	施設名	国立大隅青少年自然の家艇庫	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立大隅青少年自然の家は、鹿児島県・大隅半島の錦江湾を望む高隈山の山裾に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして自然の素材を使ったクラフトやシーカヤック活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万人の利用(宿泊室稼働率40.9%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>錦江湾におけるシーカヤック活動等の海洋活動をメインとした自然体験活動を行っており、艇庫はカヌーを保管する施設として必要不可欠である。</p>					

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省	
	43	施設名	国立大隅青少年自然の家新城海の家	用途	4(青少年教育事業)
事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性					
該当なし					
売却する場合、売却予定時期 : 該当なし					
自らの保有が必要不可欠な理由					
<p>国立青少年自然の家は、青少年教育関係者及び青少年に対して集団宿泊による体験活動の機会や場の提供を行う教育施設であり、宿泊施設や食堂、その他の研修施設や文化施設、体育施設は、青少年等の生活体験や社会体験の活動場所として一体的に整備しているものである。また、活動プログラムを展開する上においてもこれらは、自然体験など様々な体験活動の場として整備されており、法人の設置目的を達成するためには必要不可欠である。</p> <p>国立大隅青少年自然の家は、鹿児島県・大隅半島の錦江湾を望む高隈山の山裾に位置し、定員300人の宿泊施設の他、食堂、研修室等の学習施設及び体育館等のスポーツ施設等を有し、主なプログラムとして自然の素材を使ったクラフトやシーカヤック活動を行っているほか、青少年教育指導者等を対象にした資質向上のための技術の体得や知識の習得の研修も実施している。</p> <p>平成18年度においては、年間約9万人の利用(宿泊室稼働率40.9%)があり、集団宿泊訓練等の研修支援事業に供している。</p> <p>錦江湾におけるシーカヤック活動等の海洋活動をメインとした自然体験活動を行っており、その活動拠点として管理棟や倉庫等は必要不可欠である。</p>					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省
金融資産の内訳(18年4月1日時点、B/S価額)			
A	合計	13,398 百万円	内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
B	現金及び預金	3,340 百万円	
C	有価証券	0 百万円	
D	受取手形	0 百万円	内 貸付金 : 0 百万円
E	売掛金	3 百万円	内 割賦債権 : 0 百万円
F	投資有価証券	10,055 百万円	
G	関係会社	0 百万円	… 関係会社株式
H	関係会社	0 百万円	… その他の関係会社有価証券
I	長期貸付金	0 百万円	… J・K以外の長期貸付金
J	長期貸付金	0 百万円	… 役員又は職員に対するもの
K	長期貸付金	0 百万円	… 関係法人に対するもの
L	破綻債権等	0 百万円	内 貸付金 : 0 百万円 内 割賦債権 : 0 百万円
M	積立金	0 百万円	
N	出資金	0 百万円	

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独)国立青少年教育振興機構	府省名	文部科学省
<p>受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>当機構の施設を国等の機関が利用したことにより計上されるものである。当機構においては、発生主義により施設利用が確定した段階で利用料に計上しているが、国等の機関においては利用終了後、後日振込となっており、その間に業務未収金として計上される。</p>			
<p>不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>該当なし</p>			
<p>政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>該当なし</p>			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

法人名	国立青少年教育振興機構		府省名	文部科学省
(試験・教育・研修・指導型)				
事務・事業の名称	青少年教育事業			
事務・事業の内容	<p>青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的に、以下のような事業を行っている。</p> <p>1.企画事業として、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応した先導的・モデル的な体験活動事業、青少年教育指導者等の研修事業、国際交流・異文化理解事業、公立施設では実施困難な広範な規模で展開する教育事業を行う。</p> <p>2.研修支援事業として、青少年教育指導者その他の青少年教育関係者及び青少年に対し、広く学習の場や機会、情報を提供し、指導・助言する等の教育的支援を行う事業を行う。</p> <p>3.連絡及び協力の促進として、青少年をめぐる諸課題への円滑な対応を可能とするために、青少年教育に関する施設及び団体間の連絡・協力を促進する事業を行う。</p> <p>4.調査研究事業として、青少年教育に関する基礎的・専門的な調査研究を行い、その成果等を広く提供することにより青少年教育の振興を図る事業を行う。</p>			
国からの財政支出額	12,373,983	支出予算額	13,413,312	
対19年度当初予算増減額	3,414,852	対19年度当初予算増減額	3,415,015	
官民競争入札等 ()	検討	官民競争入札等は行わない		
	理由	<p>1.青少年教育は「青少年を対象にした社会教育」であり、教育基本法第12条では、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と定められていることから、青少年教育の振興は国が責任をもって担うべき事業といえる。</p> <p>2.官民競争入札は行政サービスに民間の競争原理を導入し、事務・事業の効率化を図るものである。しかしながら、現在機構が実施している事業が官民競争入札の対象となり、入札の結果、民間が落札した場合、次の弊害がある。(1)機構が実施する事業は、「主体性を育む」「社会性を伸長する」環境保存の態度を培う」といった教育的な目的の下、この目的を達成するための内容と方法を組み合わせた「教育事業」であるが故、専門的な知識や豊富な経験を有する職員を常時確保していく必要がある。また、事業の継続的な実施が青少年教育のノウハウとして積み重なり、教育効果の高い事業の実施につながるという好循環の状態になることから、引き続き機構が実施する必要がある。かかる性質を有する事業については官民競争入札には馴染まない。(2)機構が実施している事業は国の政策課題や喫緊の青少年問題に対応している。官民競争入札を導入する場合、予定する事務・事業を「仕様書」等に記載しなければならない。これは、落札した民間機関等の事務・事業の実施範囲や責任は仕様書に定められているものだけであることを意味する。換言すれば、予め仕様書に定められていないことを実施する責任は、落札した民間機関にはないということである。しかしながら、変化の激しい現代社会において、青少年を巡る問題は突発的に発生することもあり、こうした事態に迅速・機動的に対応することが求められる。つまり、定められた以上のことを柔軟に実施しなければならないのだが、民間機関が落札した場合、そうした対応が困難になり、その責任の所在は、直接事業を手がけていない機構が負うこととなる。そこで、緊急な課題に迅速に対応しようとするならば、新たに仕様書を作成し、さらにコストをかけて実施することとなる。(3)指導者研修事業では、機構が総合的・体系的な内容で実施し、民間団体は特定分野の活動プログラムメニューで実施するといった役割分担のもとで効率的な研修体系が形成されている。かかる民間団体による指導者研修には限界があり、代替することは困難である。</p> <p>3.調査研究事業においては、青少年の体験活動や生活習慣等に関する実態把握のための全国規模の調査や青少年教育関係資料等の収集を計画的・継続的に行い、これらを集約・整理して広く青少年教育関係者等に提供している。また、「専門的な調査研究」においては、企画事業や研修支援事業を活かした実践的な調査研究や青少年教育関係者の事業報告や研究報告をとりまとめた研究紀要の発刊などを実施し、その成果を全国規模の研究協議会で発表するなど、事業の実践と調査研究を有機的に連携させ、各事業の相乗効果を図っているが、民間に委ねた場合、このような非採算事業は実施されない蓋然性が高いばかりでなく、仮に実施された場合にも、各事業と有機的に連携した調査研究が行われない恐れが高い。</p> <p>このように、機構が行う調査研究事業は青少年及び青少年教育指導者を対象とした企画事業等と一体となったものであるとともに、全国的な調査をもとに青少年や青少年教育の実態等について把握し、広く行政・施設・団体・大学等に提供しているものであり、民間ではこのような青少年教育に関する調査研究を専門分野とするものがない。</p> <p>4.なお、民間委託の推進にあたり、各教育拠点で行っている定型的な事務事業について、経費節減効果を検証の上、ブロック単位又は全国単位等での契約を実施することとしている。</p>		

受益者特定 ()	受益者特定及び対価 収受の可否	都市型施設である国立オリンピック記念青少年総合センターにおいては全ての利用者、地方教育施設においては 宿泊する利用者より対価収受を可としている。
	受益者負担金 (算定方法、総計)	対価収受を可としている場合、施設の維持管理に係る経費(光熱水料等)を一部負担としている。 平成20年度予算額 1,004百万円
	運営コスト (内訳、総計)	平成20年度予算額 9,813百万円(一般管理費7,376百万円、業務経費2,437百万円)
	受益者負担金・運営 コスト	8,809百万円(受益者負担額1,004百万円・運営コスト9,813百万円)
	見直し案	1.地方教育拠点における施設使用料徴収について、旧青少年教育3法人統合の初年度となる平成18年度を通して、 その対象金額・徴収方法等を検討し、平成19年10月から一般利用者に対する施設使用料の徴収を行うこととした。 2.現在機構では、広報戦略及び広報計画を策定するために「広報戦略プロジェクトチーム」を設置しているが、この 中で、 (1)機構が実施する事業領域に事業成果の普及や教育拠点のPRを目的とした「広報事業」を加え、企業等の協賛金 を得て実施 (2)機構本部や教育拠点が開設しているホームページや、発行している報告書や所報等に企業広告を掲載 (3)都心に位置し利用者が多い国立オリンピック記念青少年総合センターの有効活用(企業のイベントを誘致) 等、自己収入の増加を図る方策を検討する。 3.また、受益者負担の方針などを策定するために「受益者負担等プロジェクトチーム」を設置しているが、この中で、 連絡協力促進事業として全国規模で実施するフォーラム事業の参加費の徴収等、自己収入の増加を図る方策を検討 する。
他の法人 との一体的 実施 ()	一体的に実施する法人等	一体的に実施する法人等はない。
	理由	1.青少年教育の事務・事業の効果的・効率的な運営を図るため、旧青少年教育3法人を発展的に統合し、平成18年4 月1日に独立行政法人国立青少年教育振興機構を発足したところである。 2.これまで各法人は、企画事業(従前は「主催事業」と呼称)の主たる対象をセンターは青少年及び指導者並びに関 係者、青年の家は青年及び指導者並びに関係者、少年自然の家においては少年及び指導者並びに関係者とし、先 導的・モデル的な体験活動事業や指導者研修事業等を企画実施するとともに、研修支援事業(従前は「受入事業」 と呼称)や調査研究事業等を実施してきた。 3.しかしながら、青少年の意欲や責任感、コミュニケーション能力の低下といった青少年を巡る諸課題に対応するた めには、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動の機会を提供するといった効果的・効率的な運営が求められ ることから、各法人が有する人的・物的・知的資源を融合・活用することとし、旧青少年教育3法人の評価結果や「中 期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)等を踏 まえ、統合することとした。 4.統合に伴い本部の企画立案機能を強化するとともに、各地域の教育拠点になっている地方施設と本部が一体とな り、政策課題への機動的かつ迅速な対応や各年齢期を通じた総合的な体験学習プログラムの開発・普及の促進を 図っている。 5.また、本部は中期目標期間中の統一テーマ「体験活動を通じた青少年の自立」を設定するとともに、先導的・モデル 的な体験活動事業における重点テーマの提示や、重点テーマ事業の全施設での実施といった事業方針を定める 他、各施設が地域のニーズや教育課題を踏まえて立案した事業計画の精査等による調整機能を発揮すること、特 別に実施する必要がある事業を「特別事業」とし施設から企画を公募の上審査決定すること、青少年教育指導者を 対象にした指導者研修では「基本研修」と「専門研修」に体系化、「基本研修」を全国を6ブロックに区分しブロックごと に本部と施設が共同で企画実施することなど、一体的な事業運営を行っている。
法人内での 一体的 実施 ()	同様の事務事業を 実施している施設	平成18年4月の新法人設立(旧青少年教育3法人)の統合により、既に各法人の事務・事業を一体化するととも に、企画立案業務を本部で集中的に行い、事務事業を全国で一体的に行っている。
	一体的実施の可否	該当なし
	内容	該当なし
	理由	該当なし
関連する 研究開発 業務を 行っている 法人との 一体的 実施 ()	一体的に実施する法人等	該当なし
	内容	該当なし
	理由	該当なし